

令和5年2月犬山市議会定例議会会議録

第6号 3月6日(月曜日)

◎議事日程 第6号 令和5年3月6日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

日程追加 諸報告

日程追加 第46号議案 工事請負契約の締結について(犬山南小学校改築工事)

◎出席議員(18名)

1番	畑 竜介君	12番	中村 貴文君
2番	小川 清美君	13番	岡 覚君
3番	長谷川 泰彦君	14番	水野 正光君
4番	大井 雅雄君	15番	三浦 知里君
5番	岡村 千里君	16番	諏訪 毅君
8番	鈴木 伸太郎君	17番	久世 高裕君
9番	柴田 浩行君	18番	柴山 一生君
10番	大沢 秀教君	19番	吉田 鋭夫君
11番	玉置 幸哉君	20番	ビアンキ アンソニー君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原 達也君	議事課長補佐	大鹿 真君
統括主査	松澤 一悦君	主査補	高橋 万祐子君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣伸君	副市長	江口 俊也君
教育長	滝 誠君	経営部長	鈴木 良元君
市民部長兼防災監	中村 誠君	健康福祉部長	高木 衛君
都市整備部長	森川 圭二君	都市整備部次長	飯吉 勝巳君
経済環境部長	中村 達司君	教育部長	中村 浩三君
子ども・子育て監	長瀬 尚美君	消防長	大澤 満君
企画広報課長	井出 修平君	経営改善課長	前田 敦君
総務課長	長谷川 敦君	防災交通課長	兼松 光春君

保険年金課長	舟橋 きよみ 君	健康推進課長	松澤 晶子 君
整備課長	高橋 秀成 君	土木管理課長	吉田 昌義 君
水道課長	五十嵐 康 君	環境課長	小笠原 健一 君
産業課長	武内 雅洋 君	観光課長	小池 信和 君
学校教育課長	大黒 澄子 君	学校教育課主幹	高木 順二 君
歴史まちづくり課長	加藤 憲夫 君	予防課長	中村 肇 君
消防署長	安藤 和重 君		

午前10時00分 開議

◎議長（三浦知里君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎議長（三浦知里君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。13番、岡 覚議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

13番 岡 覚議員。

◎13番（岡 覚君） 皆さん、こんにちは。日本共産党犬山市議団の岡 覚です。声がちょっとぶれておりまして、ご容赦いただきたいと思っております。抗原検査を昨日、今日とやりましたけれども、陰性でしたので、ご安心いただきたいと思っております。

質問に先立ちまして、質問の1番の①について、これは市長が施政方針演説をやる前に発言通告したものでして、その後、施政方針演説があり、これに関連して柴田議員、小川議員も質問し、その答弁を得ていまして、これについては答えが全部出ていることとなります。

とりわけ小川議員の質問に関して、新年度の9月からの開始という中で、7か月で4,400万円、その令和6年度1年間だと6,400万円という形で、まず最初に中学校の3年生、さらに小学校の6年生へと学校給食の無償化が拡大されていくというふうに理解しています。これが今、私どもの市の懐具合からして、精いっぱいスタートだということで、こういうスタートを切ることに對して、高く評価しています。

学校給食の無償化は、私も再三再四、本議会で取り上げてきましたけれども、恒常的な財源が必要な事業なだけに、慎重にならざるを得ないというのが、やはり財務をあずかる市長部局であり、これに関連しての教育委員会の姿勢でもありました。

しかし、市長が代わる中で、思い切って踏み出したということに對しては、大変喜ばしく思っています。

質問1番の①については、そういうことで取下げさせていただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひしたいんですが。

◎議長（三浦知里君） 許可いたします。

◎13番(岡 覚君) 質問の1番の②です。

そういう中で、やはり恒常的な財源を確保していくということは、私ども議会からしても、これでやっていけるよねという確認を含めて大事なことだと思っていまして、そういう点で、犬山市が全国に先駆けて進めてまいりました少人数学級の制度、これに対して国・県が拡充をしていく中で、犬山市の負担が軽減されるということになってきています。

私は少なくとも、その負担軽減の分は、学校給食の無償化の財源に充てるべきだというふうに思っていまして、そういう点では、数字的にこれがどのように推定できるのかお伺いいたします。

◎議長(三浦知里君) 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

[教育部長 中村君登壇]

◎教育部長(中村浩三君) おはようございます。それでは、ご質問にお答えいたします。

小学校の少人数学級を実現するために配置している市費常勤講師の人数と人件費の推移は、令和3年度は10人、約6,000万円、令和4年度が7人、約3,600万円、令和5年度が3人、約1,800万円となっています。

令和6年度には、小学校については国や県の配置拡充により、犬山市が独自に常勤講師を任用せずに、少人数学級が実現できる見込みとなっています。

令和4年度に負担軽減となった3人、約2,400万円は、令和4年度から一部実施している中学校の少人数学級実現のための増員に投じています。また、令和5年度に負担軽減となる4人、約1,800万円についても、学校現場の必要に応じた増員に投じる予定です。

具体的には、中学校の少人数学級の実現のため、非常勤講師を3人、小学校の教科担任制対応の非常勤講師を3人、特別支援教育支援員を3人、介助員を1人増員してまいります。

◎議長(三浦知里君) 岡議員。

◎13番(岡 覚君) とりわけ中学校において、きめ細かな指導をやっていく上でも、必要な教員の確保というのが大事だということもよく分かりました。

そういう中で、少人数学級で軽減される負担軽減の枠というのは、私が考えていたほど甘くはないなというふうに思っています。

小川議員の質問、答弁のやり取りの中で、完全に無償化を実現しようとする、3億円強という財源がトータルでかかるだろうという推定だったというふうに思いますので、私は学校教育で一番大事なものは、やっぱり先生だというふうに思っていまして、きめ細かな指導をしていく上での先生の確保というのが、やはり引き続き重要だと。加えてやはり今の格差と貧困に立ち向かって、誰もが教育を受けられるようにしていく上での学校給食の無償化も欠かせないというふうに思っています。

そういう中で、必要な教員の確保を進めながら、私が答えを言っちゃいけないんですけども、③については、無償化が早期に実現できるのではないかと私も思っていたんですけども、今2番の答えを聞いたら、そうでもないなというふうに思いました。

そういう中で、無償化には別途財源を確保していかななくてはいけないんだろうというふうに思っています。

そこで、ちょっとヒアリングと違ってくるかもしれないんですけども、今の答弁を聞いてそう思っています。

そういう中で、市長は段階的な拡大を目指してまいりますというふうに施政方針で述べていますが、ここが僕は非常に肝だなあ、肝心だなあと思いながら、発言通告に戻りまして、3番については一応発言通告してありますし、答弁も頂きたいというふうに思いますので、私も2番の答弁を聞いて、これはそれだけでは足らんというふうな思いはしましたけれども、今までの少人数学級のために使ってきた市費独自の金額を、学校給食の無償化に充てれば、どの程度これが進むのかということについては、2番についての答弁を頂きたいと思います。その上で、ちょっともということをして市長に後で再質問いたしますので、よろしくお願ひします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村浩三君） ご質問にお答えします。

給食費無料化は、子育て支援として有効な施策の一つとして認識をしています。しかしながら、今後、いつ、どのようなタイミングで給食費無料化事業を展開していくかは、市全体の財政シミュレーションに基づいて、国の動向も踏まえつつ、全体事業の中で検討をしていきたいと考えています。

◎議長（三浦知里君） 岡議員。

◎13番（岡 覚君） ありがとうございます。先ほどちょっと触れましたけれども、施政方針演説の中で、小学校6年生、中学3年生を対象として、学校給食の無償化を令和5年9月から開始し、その後、段階的な拡大を目指してまいりますというふうに述べています。

この段階的な拡大というのは、先に質問に立った柴田議員、小川議員が、まだまだ突っ込んでいなかったというふうに思っています。これについてはもちろん先ほどから言っていますように、恒常的な財源の確保というのは不可欠だと私も思っています。この点では、原市長は、どのような展望と言いますか、それを描き持っているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の質問に答えさせていただきます。

改めて申し上げます。給食の無料化については、子育て、未来への投資をしていきたいという私の公約の大きな一つであります。給食は食育の場でもあります。栄養を考えた献立を家庭の枠を越えて、みんなで味を知る機会でもあります。子どもを社会の宝として育てていきたい。そのために給食の無料化は大変重要なものであるという思いは、これからもずっと持ち続けていきたいというふうに思っています。

その中で、小中学生の給食費を支援する施策は、令和5年9月から新たにスタートして、おっしゃられたとおり、小学校6年、中学校3年生から無料化をスタートするわけでありま

すが、それに係る給食費の無料は、ご承知のとおりそれだけではありません。改めて申し上げますと、そのほかに就学援助費での全額補助と、特別支援教育就学奨励費の半額援助、また、第3子以降の無料化があります。これらを合わせると、令和5年、どれほどになるかと申し上げますと、おおむね小中学生の3分の1に当たります1,900人の子どもたち、概算では1億800万円が必要と試算をしています。

現在の社会状況の中では、まずは岡議員もおっしゃっていただきました小学校6年生と中学校3年生を来年度から開始をさせていただく。今後の展開につきましては、部長答弁にもございましたが、来年度の8月に示される財政シミュレーションも見定めながら、段階的に、いつ、どのタイミングで進めていくのか、全体事業の中で適切に判断をしていきます。その中で、段階的にしっかりと進めていきたいというふうに思っています。

また、申し上げるのであれば、給食費の無料化については、国が段階的に異次元の少子化対策の中で、国としても推し進めていく事業でもあると思っておりますので、国に対しても強く要望していきたい、そんな思いであります。

◎議長（三浦知里君） 岡議員。

◎13番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。段階的にということは何度か使われました。どういう段階を考えてみえるのか。全小学校、中学校の児童生徒を無償にしていく前の段階が、今おっしゃったように3分の1、いろんな制度の中で就学援助を含めて3分の1の無償化を新年度の9月からと。その次の段階というのは、どういうことを考えてみえるのかというのが、私は市長の中にあるとすれば、どのような第2段階で、最終段階は子どもたち、児童生徒の学校給食の無償化ということだと思うんですね。それをまず、再々質問になりますけど、1点、お願いしたいと思っています。

もう一つは、今年の春が、全国の統一地方選挙です。こうした中で、全国的に学校給食の無償化というのは、かなり大きく進むと思います。県が既に学校給食の無償化に助成をしている群馬県をはじめとして、財政力のある東京都の各区ですね。これが大きく無償化に踏み出します。そうすると、日本の人口の何割かが無償化で暮らすという、そういう時代を迎えるんです。

そうしたときに、私は確かに財政シミュレーションをやらないと、なかなかさっとは答え出んわなということも分かりますが、やはり段階的に無償化していくということを、今日じゃないですよ、今日じゃないですけども、この時期にはそういう段階的に、今回が第1段階になるとしたら、第2段階、最終段階については、この頃までには、その展望を市民の皆さんに示したいということ、僕は市長のほうから聞かせてほしいというふうに思いまして、以上2点、再々質問をさせていただきます。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今回、小学校6年生と中学校3年生の無料化について判断をしたことについては、当然財政シミュレーションを見て判断したものではありません。でも、この規模なら恒常的に続け

られるだろうという判断で、私の判断で無料化に踏み出すことにさせていただきました。

ですから、繰り返しになりますが、まずは来年度の8月に示される財政シミュレーションを見ながら、次に必要とする子どもたちがどこにあるのかということも、しっかり検証、見極めながら、新たな無料化に向けて踏み出していきたいというふうに思っています。

繰り返しますが、4年間で段階的に給食費の無料化については進めながら、今の自分の思いであります、小中学校、そして幼稚園、保育園の子どもたちに無料化にできればいいという思いを持ちながら、しっかりと見極めて、定めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（三浦知里君） 岡議員。

◎13番（岡 覚君） 今の答弁で、令和6年度の予算編成を進める、このときの財政シミュレーションを基に、市民の皆さんにも今後の展望について語られるというふうに理解しました。そういう形で、全国的にも学校給食の無償化が大きな話題になっていく中で、犬山市も今の令和6年度の予算編成時期の財政シミュレーションの中で、展望を語られる、明示できるというふうなことは歓迎しますので、ぜひその線で進めていただきたいと思います。

次に移ります。質問の2、愛知県政に対して、住民に最も身近な基礎自治体の頑張りへの姿勢を問う。

1、子どもの医療費無料化、コミュニティバスの運行、国民健康保険事業などの基礎自治体の頑張りに対して県への働きかけはということで質問を出させていただきました。

原市長が県会議員の経験があるという中で、僕はその県会議員の経験も大いに生かしながら、基礎自治体の首長として頑張っしてほしいな、こういう思いでいます。

特にこの子どもの医療費の無料化については、僕が議員になった頃は、まだ3歳未満児、ゼロ歳児だけだったかな、ちょっと記憶が定かじゃないんですけども、が基礎自治体の無償化のスタートでして、愛知県はこの基礎自治体の頑張り比べて1歩も2歩も遅れて、今、基礎自治体の県下のほぼほぼ全ての市町村が18歳未満の子どもの医療費を無償化しているんですが、愛知県は残念ながら、通院はたしか小学校入学前まで、入院が中学校卒業までの助成をしているというふうに思っていて、せっかく各市町村が頑張っているのに対して、もっと県はこれの頑張り評価して、そういう制度にできないのかなというふうに思っています。その辺をどう県に働きかけるのか。

同じようにコミュニティバスについても、犬山市が制度的に助成を得るのが難しい状況になっていますが、隣の岐阜県や三重県や全国を見ますと、多くの自治体というか都道府県で、都はないかな、現段階でそういうコミュニティバスへの助成事業をやっている市町村に対して、県が助成しています。

国民健康保険事業については、これまでは市町村が事業主体でしたけれども、今は愛知県が事業主体になりました。ところが、愛知県が事業主体になってから、国民健康保険加入者に対しての国民健康保険料がどんどん値上げせざるを得ないという事態になっています。また、値上げをお願いしなくちゃいけないという市町村の悲鳴が聞こえてきますし、私もかつて国民健康保険運営協議会の責任者をやりまして、本当に申し訳ないが、これだけ値上げさせてほしいという答申を出した記憶がありまして、心が痛みました。

今年度の国民健康保険運営協議会の会長の方も、9%台の値上げに対しては、しかもこれほぼほ連続して上げざるを得ない。もっと県が何とかできないのか、事業主体が市町村から県になったわけですから、県の中で市町村の民の暮らしを思い浮かべれば、そういうことがやれるんじゃないか、そういう働きかけを、今度は原市長は、その基礎自治体の長ですので、その思いを受け止めて、県会議員の経歴、その手腕を発揮しながら、ぜひこういう働きかけを県にしてほしいというのは、そういう役割も市長として担ってほしいというのが、私からのエールです。ぜひこれについてはご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。ご質問のうち、子ども医療費無料化と国民健康保険事業について、私から答弁させていただきます。

犬山市子ども医療費助成については、昭和48年4月に制度を開始した後、順次、対象を拡大し、令和4年4月からは、高校生卒業前までの子どもの医療費を無償化したところです。

現在愛知県は、議員ご案内のとおり、小学校就学前までの子どもの通院、中学校卒業前までの子どもの入院に対し、2分の1を補助し、そこに各自治体が上乗せする形で助成しており、上乗せ分については、市独自財源で賄っています。

また、国民健康保険事業については、県単位化による影響で、大きな財政変動を受けましたが、市の国民健康保険事業基金を取り崩し、激変緩和を図りながら、税率の引上げを行ってきたところです。

このように、国民健康保険財政の安定化についても、国や県の財政支援を強く望むものです。

県への働きかけについては、県市懇談会、愛知県市長会を通じ、県内自治体から財政支援のみならず、様々な要望を行ってきました。今後も県に対しては、機会を捉え、働きかけをしていきたいと考えています。

◎議長（三浦知里君） 続いて、答弁を求めます。

中村市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 中村君登壇〕

◎市民部長兼防災監（中村 誠君） 私からはコミュニティバスの運行補助について答弁させていただきます。

現在、当市のコミュニティバスの運行に対しては、国から地域公共交通確保維持改善事業メニューの一つである幹線系統を補完する赤字支線の運行経費に対する補助を受けています。一方、愛知県の市町村向け補助事業では、三河山間地域の過疎バス路線に対する補助メニューしかないことから、県からの補助は受けていないのが現状です。

県への働きかけにつきましては、令和元年度に県市懇談会を通じ、コミュニティバス運行の財政支援の要望を行った経緯はありますが、実現には至っていないため、今後も引き続き県市懇談会や愛知県市長会を通じ、働きかけをしていきたいと考えています。

◎議長（三浦知里君） 岡議員。

◎13番(岡 覚君) 2人の部長から分かりやすい答弁を頂きました。ありがとうございました。

しかし、これに関してはやっぱり市長から、僕はこう思っているぞということを、こういうことをやっていきたいぞということを答弁いただきたいと思います。

◎議長(三浦知里君) 答弁を求めます。

原市長。

[市長 原君登壇]

◎市長(原 欣伸君) 岡議員の質問に答えさせていただきます。

これまでも愛知県に対して、犬山市から市長会や県市懇談会を通じて、様々な要望を重ねてこられたということは承知しています。そして、強く申し入れてきたということも、私自身も聞いております。

そんな中で、特に各市が独自の財源で行ってきた施策に対しては、今後も機会を捉えて県内の市とともに県に強く財政支援の協力要請をしていきたいと思っています。岡議員が具体的に言われたとおり、コミュニティバスであり、国民健康保険であり、さらには子どもたちの医療費の無料化について、県に対して強く申入れをしております。

そして、私の強みは、おっしゃっていただきました県会議員であったということから生かしていけるといふことだと思っています。その経験と人脈、ご縁を生かしながら、議員が言われたとおり、基礎自治体の頑張りを県はもちろん国に対しても強く申入れをしていきたいというふうに思っています。

そのためには、やはり私が県会議員から基礎自治体の首長に代わったということでのこれからの政治姿勢も問われると思っています。やはり役割が大きく変わりました。ですから、そんな思いも少しお伝えができればと思っています。

私は重ね重ね申し上げてきました。私の夢は市長になることではありません。市長になって犬山市民の皆さんと犬山をよくすることが私の夢だと何度も繰り返してきました。その中で、政策判断をすることは、一つだけあります。何かと申し上げると、その判断が犬山のためになるのか、犬山市民のためになるのかという点だけあります。

市政は一部の人だけで動くものでは当然ありません。市民の皆さんの犬山への思いとパワーを生かす市政が求められているのだと思っています。市民皆さんが今、何を求めているのかを考え、前例、慣例に捉われず、何事も真面目に、正直に、丁寧に取り組み、20年、30年先を見据えた市政運営をしております。そして、24時間365日、7万3,000市民皆さんに向き合って、寄り添える市政運営に全力で取り組んでいきたいと思っています。

◎議長(三浦知里君) 岡議員。

◎13番(岡 覚君) 市長、答弁ありがとうございました。一言だけ付け加えさせていただきます。

今、子どもの医療費の無料化とコミュニティバスの運行、国民健康保険事業の3つを取り上げましたけれども、これよりもっと大事なのが学校給食の無償化です。犬山市が踏み出しました。これに対して先ほど申し上げたように、県の補助メニューがあるのは、私が一番真っ先にやったのは群馬県だと承知しています。群馬県は半額、県が持っています。多くの

ところで群馬県の市町村は学校給食の無償化が進んでいます。

僕はやっぱりこの学校給食の無償化を全国の都道府県が、市町村が頑張れば、その半額は持つよということをやってほしいし、やるべきだと思っています。これもぜひ課題に加えてほしいですし、これは教育委員会のほうの頑張りも大事だと思いますので、この辺もよろしくお願ひしたいと思います。

次に行きます。3、樋戸川、新郷瀬川、五条川などのしゅんせつは。

①住民との協議も行い、計画的に行うべきではないかというふうに副題をつけましたけれども、資料を添付させていただきました。樋戸川、でも知らんぞという人が圧倒的に多いと思いますが、長者町の4丁目と5丁目の間を流れている川です。

去年の夏に住民から、これたまたまよと言われまして、えっと言ったら、景観も悪いし、しゅんせつもずっとされてないよと。10年ぐらい前かな、一度、法面整備やった記憶があるんですけども、どういうことって聞いたら、夏になって水が止まっちゃう、たまり水ができるんだそうです。あつという間にそこが蚊の発生源なんだそうです。もうこの樋戸川からどんどん蚊が出てくると。何とかしてよと言われまして、長者町自治会のほうとも話をして、文書で上げてもらって、景観上も非常に見てくれが悪いもんですから、住宅地のど真ん中、4丁目と5丁目の間ですので、そういう形で進めさせていただきました。早く来年度の、今年の夏前までに改善できるといいなというふうに思っています。

新郷瀬川についても、写真をつけました。これは南外山橋と書いてある、その奥に見えるのが東部中学校です。ここまでは左岸堤防を左に広げて、河川改修をやって、そして水の流れがよくなるようにしたはずなんです。したはずなんです、のぞいていってみると、すぐ中州ができたり、木が生えたりして、流路の断面が取れない状況になっている。何のために河川改修したんだと、住民からは言われます。そのとおりだねということなんですね。

多分、犬山市には、樋戸川は犬山市の管理河川ですし、新郷瀬川は県の管理河川、ここには五条川、五条川に対しても、もうしゅんせつやってもらわんといかんよというふうに私も聞かせてもらいました。

毎年やるわけにはいきませんので、ある程度は周期的な、また大水が出たりなんかしたときは、あつという間にたまることもあるのかなというふうに思ったりしてしまして、いずれにしる、住民から苦情が来るまでほかってく、または誰が見ても、何のために河川改修したんだと言われるような状況になるまでほかっておくということは、僕はやっぱり避けるべきだなあというふうに思っていますが、これについてのご見解をお願ひしたいと思います。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市内には約100本の河川があり、河川区分、1級、2級、準用河川、普通河川などがありますが、これらや砂防施設の有無などで管理主体が分かれています。

ご質問の新郷瀬川、五条川につきましては、愛知県の管理河川であり、しゅんせつは年度ごとのしゅんせつ計画に各市町からの提出される要望を加味した上で行っているとのこと

す。市内で今年度実施された場所は、半ノ木川と五条川が合流しているエリアを対象にしゅんせつが行われました。

次に、樋戸川については、市が管理する普通河川であり、地元長者町団地地区から令和4年10月6日に河川のしゅんせつ及びのり面と、その草刈りの土木要望が提出されました。この要望を受け、地元土木常設員と市職員で現地立会いを行い、河川ののり面と堆積した土砂から草や樹木が繁茂しており、近隣への環境対策と流水阻害要因を取り除くために、樹木の伐採や除草と合わせ、土砂を取り除く、年度内に実施する予定です。

なお、河川しゅんせつの計画的な実施ということではありますが、河川の状況は降水量などの自然現象により、大きく変動しますので、計画的な実施は困難であり、現地確認や地元要望を踏まえ、その都度緊急性、地域性を精査して実施する現在の手法が望ましいと考えています。

◎議長（三浦知里君） 岡議員。

◎13番（岡 覚君） 樋戸川については分かりました。ありがとうございました。

計画的というのはなかなかそうもいかないということも分かりました。

ところで、新郷瀬川の今の写真に撮ってきたところだけじゃないんです。これの下流側もいっぱい中州ができてたり、土砂がたまっているところもいっぱいあるんです。どう思いますか。僕はもう今の時点でしゅんせつが急務だと思っています。これについての現地調査をすぐやるのが市です。市が現地調査をすぐやって、僕の写真にだって、これ写真、カメラマンが下手くそでしたから、分かりづらいかもしれませんが、おかしいよと、しゅんせつやったところがすぐこんなになっちゃっているよと。これしゅんせつが急務だというのは僕だけじゃないんです、何人かに言われたんです。

市が現地を確認して、県管理の河川だけれども、何のために河川幅を広げて、東部中学校が避難所にできるように、流路を、流れの断面積を確実に取ってやるよというふうにしなないのか、僕、疑問でしょうがない。これほかっというたら、今度は犬山市が何やっているんだになりますよ。犬山市が現地を確認して、県に、これは早急にやらないといかんぜと言うのが犬山市の仕事じゃないですか。

私も議員として黙ってたんでは、議員としての仕事が果たせれんということで、これじゃいかんぜと、しゅんせつが急務だぜということを当局に伝えて、現地確認して、犬山市がその立場に立って、県に交渉してほしいというふうに思っていますが、その点はいかがですか。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 岡議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただいたとおり、県河川の管理ではあるということは当然承知しておりますし、しゅんせつは年度ごとは難しいという、計画に基づいてやっているということも、先ほど答弁させていただきました。

しかしながら、その中で、各市町から提出される要望を加味するというのを県のほうにも確認をしておりますので、そういった部分で市からも現地調査を行いながら、こういった

地元からの要望があるということは、県に強くしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎議長（三浦知里君） 岡議員。

◎13番（岡 覚君） 確認の意味でお聞きしますが、今の答弁は、新郷瀬川について、犬山市として現地確認をした上で、これはやっぱりしゅんせつが必要だという判断に立ったら、そのことをきちんと申し添えて、県に早急にしゅんせつすべきだよということを申し出るといふふうに受け取っていいですか。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再々質問にお答えします。

新郷瀬川ということで受け止めておりますので、現地調査を市の職員が行いまして、それに基づいて現地確認をして、必要性も判断しながら、必要だというふうに判断すれば、県のほうに要望していくということで行っていくということです。

◎議長（三浦知里君） 岡議員。

◎13番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。来年度の大雨が来る前に、今年の大雨の時期が来る前に、解決されることを強く望みます。

質問の4、2022年11月11日の池野佐ヶ瀬地内の火災について。

私が議員になってから、この同じ場所でたしか3回目の火災なんですね。過去2回の火災についての原因だとか対策だとか、そういうことは当然やっていると思うんですけども、しかし、残念ながら、3回目の火災が発生してしまって、しかも大変大きな周辺住民に被害をもたらしました。非常に臭いの強い煙があたり一面に立ち込めまして、犬山市の羽黒、楽田、小牧市内まで、長い時間、その煙に包まれまして、私も非常に吸いたくない煙を吸わざるを得なかった一人です。

また、池野地内で断水も発生したりして、犬山の水道も一定の影響を受けたというふうに聞いていますが、今回、2回の火災の対策と言いますか、再発防止、当然市としてはいろいろな指導もしたと思うんですけども、それが残念ながら生かされずに、生かされたのかもしれませんが、別の原因かもしれませんけれども、残念ながら3回目の火災が起きてしまったわけですので、これについてどんなふうな火災になっちゃったのかね。

余り消防のほうの事業については、私ども、消防職員をもっと増やせだとか、救急車をもっと増やせとか、そういう応援団的な一般質問ばかりだったんですけども、しかし、いざ火災が起きて、これだけ市民にいろいろ迷惑をかけた火災なものですから、やはり原因をしっかりと確認しておきたい、こういう思いで質問します。よろしくをお願いします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えをします。

最初に、同じ場所で発生しました過去2件の火災原因についてお答えします。

1件目は、平成21年9月9日に発生しました。原因は集積した廃プラスチック内に混入していた生石灰が発熱し、火災に至っております。

2件目は、平成25年2月4日に発生しております。原因は、当時罹災事業所が製造しておりました廃プラスチックから固形燃料へ加工する際の発行熱による火災でございます。

昨年の11月11日に発生しました火災につきましては、廃プラスチック内に混入していたリチウム電池などの危険物が火源となり、プラスチックへ着火し、火災に至ったものと見ております。

次に、この火災による断水や煙の発生についてお答えしたいと思います。

断水や赤水は、消火水確保のため、池野信号交差点にあります消火栓から多量に取水したことによって、池野地区に発生いたしました。異臭や煙につきましては、先ほどのお話のとおりで、羽黒地区や楽田地区にとどまらず、お隣の小牧市まで広範に及んでおり、これらの火災による影響の苦情が5件、消防のほうにも入っております。

消防の対応といたしましては、羽黒地区や楽田地区を巡回して広報し、安心メールへ注意喚起を3回行いました。幸いなことに、この火災の影響による体調不良の救急要請はございませんでした。

火災で発生した煙の測定につきましては、消防隊の活動が屋外であり、消火活動に支障を来すものではなかったものですから、測定のほうは実施しておりません。

最後に、防火対策や再発防止対策が生かされず、火災が再び発生したのではないかのご指摘につきましてお答えしたいと思います。

平成21年の火災は、罹災事業所において初めての火災で、比較的小規模の火災ということもあり、指導についての記録が火災調査報告書には残っておりませんでした。

平成25年の火災については、再発防止の指導の中において、火災に至りました固形燃料の製造事業を廃止し、以後、これによる火災のおそれはなくなっております。

今回の火災は3回目ということもあって、火災の発生の翌日の11月12日に緊急の立入検査と火災原因調査を実施いたしました。この結果、火災の原因と思われる搬入された産業廃棄物の集積廃プラスチックの中からの自然発火が疑われましたので、内容物の分別精度を上げるよう強く指導させていただいております。

また、放火対策として、防犯カメラの増設を求めるほか、罹災事業所に設置されている消火器の適切な維持管理などについて指導いたしました。

平成5年2月27日（※181ページに訂正発言あり）に火災原因調査報告書が完結いたしまして、火災原因が搬入された産業廃棄物の集積廃プラスチックからの自然発火によるものと確定しましたので、3月1日に罹災事業所の関係者に改めて火災指導について指導いたしました。

今後、立入検査を実施する際には、指導した内容が適正に運用されているか確認をしてまいりますと考えております。

◎議長（三浦知里君） 岡議員。

◎13番（岡 覚君） 若干、再質問をお願いします。

罹災事業所というふうに表現されました。産業廃棄物を扱っている事業所で、私は非常に

社会的な責任のある、また社会的にも貢献している事業者だというふうに思っていますが、私の知っているところでは、以前は日本語名の会社名だったと思っているんですが、中間でたしか横文字の片仮名の会社名に変わってきた経過があったのかなと思っていますが、罹災事業者の名前をやっぱり僕は明らかにしてほしいというふうに思います。

そういう中で、責任を持ってやっぱり市のほうが指導をし、向こうがそれを受け入れるという関係が明確になり、市民も、ああ、そういうことかということで、透明性が上がるんじゃないかというふうに思っていますので、まず第1点はそれです。

第2点は、市のほうから強く指導しましたという言葉が2回、3回と答弁の中にありました。現時点でその言葉を聞いて、罹災事業者の側が、どういう発言をしているのか、「ああ、分かりました」と言っているのか、「そうですね、検討します」と言っているのか、その辺が全然分からないものですから、市のほうから一方的な指導があったのか、相手がそれに対して何らかの再発防止に努めますとか言われたのかどうか、僕はもう4度目の火災は絶対ないようにしてほしいと思っています。だから、そういう中身になるような指導をお願いしたいというふうに思います。

3点目に、先ほど水道への影響があったと言われました。例えば自動車事故なんかですと、事故ってガードレールを破損したりなんかすると、原因者負担、事故原因者が負担するんですよ。だから僕、水道の事業に復旧に一定のお金がかかったというのであれば、水使うだけだったんじゃないくて、断水も結構市民に大きな影響を与えました。こういうことについては、交通事故のように原因者負担というのはないのかどうかちょっと聞きたいなと思いますので、この辺について再質問をお願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） まずもって先ほどの答弁の訂正のほうをお願いします。火災調査報告書完結日を平成5年と申し上げましたが、令和5年の間違いでございますので、訂正をさせていただきます。

引き続き再質問にお答えしたいと思います。

事業所の名称についてですが、本火災において火災原因に違法性が認められませんので、公表はできないということでございます。

あと、消防の指導に対する事業所の対応についてお答えしたいと思います。11月の火災発生以後、事業所の対応として、集積廃プラスチックに混入している金属類を除去する機械を増強したこと、あと分別を行う人を増やす。それで分別精度を上げたといったところ。あと圧縮した廃棄物の余熱対策ということで、散水等の対策を実施し、それを消防本部が確認しております。

これらの内容を含めて、今後は事業所の安全計画書が提出される予定でありますので、消防本部としても、その内容を十分に確認し、引き続き注視してまいりたいと思います。

終わります。

◎議長（三浦知里君） 続いて、答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） それでは、私のほうからは、水道事業として、火災の原因者に補償を求めることができないかというところにつきまして、答弁させていただきます。

消防のための消火栓については、水道法により市町村が設置費及び管理費を負担し、水道事業者が設置しなければならないこととなっています。また、同法で、水道事業者は公共の消防用として使用された水道使用料に対する料金を徴収することができないとなっております。

今回の件につきましては、あくまで火災に対しての消火活動として消火栓を使用したものでありますので、原因者に水道事業として補償を求めるのは難しいと考えています。

◎議長（三浦知里君） 岡議員。

◎13番（岡 覚君） 罹災事業所の氏名の公表は、違法性がなかったから差し控えたいということでもありますけれども、産業廃棄物の保管だけでなく、処理をやっている事業所だというふうに聞いています。それが適正にやられているのかも確認はしなくちゃいけないんだろうというふうに思いますが、しかし、普通に社会的な存在として、僕はあそこで産業廃棄物を扱う事業を大々的に展開しているわけですね。これは社会の常識から言って、これだけ大きな迷惑をかけて、それは一言私どものほうで火災を起こしてしましまして、申し訳ありませんでしたというのが、僕は社会的な常識だと思いますよ。そういう声があったということをぜひ申し添えてください。私、悪者になっていいですけども、そんなのは世間一般の常識だと僕は思います。

違法性がなかったから、火災は集積廃プラスチックからの自然発火によるもの、そりゃ廃プラスチックがあれば自然発火しますよ、防止の手続きを取っておかなければ。それは、僕、事業者名の公表は当然だと思います。

僕はやっぱり市民に対して、おわびを言ってほしい。僕なんかも大変な思いして、あの煙のところを歩いて早く家へ帰らなくちゃということをやったわけですから、そういう市民いっぱいいると思います。何よりも入鹿のほうは断水になっちゃったわけですからね。それは社会的な常識だと僕は思いますので、強く議会ではこういう声が上がったよということ言ってほしいというふうに思います。

質問の5番につきましては、蟬屋長塚線が事業を開始していくということは大歓迎です。大歓迎という中で鈴木議員から質問がありましたし、答弁もありました。事前に申出してありませんが、この件については取り下げます。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 13番、岡 覚議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

再 開

午前11時10分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

17番 久世高裕議員。

◎17番（久世高裕君） 17番、久世高裕です。今回は3件の一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

まずは、1件目、国民健康保険についてですけども、もう自分の議員としての存在意義とかライフワークとしても関わっているような事業にもなるんですけども、以前から犬山市はなぜこの税率なのかとか、制度改正後になぜ高くなってしまったかと、いろんなことを考えながら、先月、国の厚生労働省に清風会で視察に行きまして、担当者の方とも意見交換する中で、ようやく全体像が見えてきたというぐらいです。

本当に複雑怪奇な社会保障の中でも、ひときわ複雑になっているこの国民健康保険や健康保険に関する事業ですけども、一応今、制度的には県が責任を持ってやるような仕組みで、税の徴収や健康指導などは市が担当するんですけども、基本的には都道府県で統一されているという制度になっています。なので、どうしても県の対応が重要になってくるんですけども、原市長の強みということで、その点についても原市長には期待をしているところでございます。

要旨1点目の質問ですけども、令和3年から令和4年にかけて愛知県が算定している標準保険料率というのがあります。これは実際に被保険者の方にかけている税率のことではなくて、所得水準とか医療費水準などで一応統一した基準で各市町村が、これぐらいの税率が妥当ではないかという参考数値として公表されているものです。これがなぜ設けられているかということも、後々説明をしていきたいところではあるんですが、ある程度のこれぐらいの税率にしてねという愛知県からの指標みたいなものです。

これが令和3年度のものから令和4年度のもので、今ホームページでは公表されているんですけども、非常に急に上がっている。これは犬山市だけではないんですけども、特に犬山市はかなり上がっているように見受けられました。それはまずなぜかということをお聞きしたいと思います。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

標準保険税率とは、市町村ごとの保険料率の標準的な水準を法に基づき都道府県が算定し、示しているものです。市町村ごとの標準保険料率にばらつきがあるのは、標準保険料率の算定に、各市町村の医療費水準や所得水準などを反映させているためです。

公表されている率は4年度までですが、今回新たに県から市に示された令和5年度の料率についても、全体的に増加傾向であり、当市は4年度と比較して医療分、後期支援分、介護分ありますが、これの合計で所得割が12.12%で、4年度と比較して0.67%の増、均等割が5万4,096円で、3,278円増となります。平等割が3万3,193円で、1,778円の増となっています。

当市の標準保険料率が増加している理由としましては、愛知県の国保運営に必要な納付金が増加していることに伴い、県内の市町村に割り振られた納付金額が増加し、その納付金額を支払うために必要な保険料の額が増加しているためです。

愛知県の納付金額が増加した原因としましては、令和3年度までの新型コロナによる受診控えが余り見られなくなり、医療給付費の推計値が上昇していること、また、令和4年度までに納付金負担を引き下げたため、県の余剰金を全て活用したことから、令和5年度にはその財源がなく、これ以上負担を抑制することができなくなったことが大きな要因と考えています。

なお、犬山市の料率計算において、医療費水準は前年度が全国1とした場合、0.9086、今年度は0.9098と若干上がっていますが、大きな影響がここにあるとは考えられません。

先ほど述べましたように、標準保険料率の算定に医療費水準が反映されておりますが、県全体の医療費水準が下がれば、県の納付金額は下がり、結果として市町村の保険料率も下がることとなりますが、愛知県はこの医療費水準が低いほうから全国2位となっており、これ以上上げるのは現実的に難しいと考えております。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） 今の理由でなぜかというふうに質問したんですけども、やっぱり数字が飛び交います。何とか割、何とか割、非常に分かりづらいんです。だから、医療費ではないということですよ、一言で言うと。じゃあ、なぜかというところですけども、新型コロナの関係で、受診控えがなくなった、いわゆるその反動みたいなものなのか、余剰金を吐き出してしまったということは、財政的な都合なわけですね。だから、決してその被保険者の責めに帰するものではないということになるわけです。だから、被保険者の人は、自分たちが医療費、そんなに使っていないのに、保険料がどんどん上げられているということになるわけです。これは納得できません、という話なので、まずこれを前提として考えておきたいと思います。

制度の都合で被保険者に負担が強いられている、これが現状だと。医療費なんかも上がってはいるんですけども、愛知県は低いほうだということで、そこまでそれが原因になっているわけではないということでもありましたが、制度全体では、医療費を抑制するということと、不公平感をなくすというか、市町村間で今まで非常に差があったので、それを国としてはよしと思わず、それを平準化させていくということで制度設計がされています。なので、おかしなところが出てくるんですけども、要旨の2に移ります。

国は、この医療費の抑制というものを求めているんですけども、愛知県はそれほど高くないということなんですけども、ただ、国全体で見ると、国民医療費は42兆円を今超えておりまして、どんどん上がっていきます。これからがもっと上がる時期でして、団塊の世代が後期高齢者に移行している段階です。ですから、ここ10年ぐらいは急激に医療費が伸びていくとされておりまして、今現在、愛知県ではそこまで高くはないよということですけども、これからは全体が上がっていく、国全体の医療費が上がっていくということで、これは決して軽視はできないポイントにもなっております。

ところで、愛知県は今、この医療費の抑制というよりは、適正化という言葉を使いたいん

ですが、どのような努力を行っているかということ、この要旨2でお伺いしておきたいところですが、例えば、一般的に国が制度の中で求めているのは、医療機関の分担です。例えば急性期の病院、これは大病院が多いんですけども、医師や看護師さんが非常に多くて、いい機械がたくさんある。病気になったときに、何とか命を助けなきゃいけないといって活動する病院と、その後のリハビリなんかを行ったり、体力の回復を主に行う回復期の病院、こういうふうに病院の中でも機能分担を図って、それを効率的に推進することで、医療費全体の効率的な管理をするという制度設計になっています。

それをやるのが都道府県の仕事なんですけども、これ本当にできているのかなということが場面、場面で感じられまして、特に最近では前任の山田市長の強い意向により、社会医療法人への高度先進医療機器の補助ということで、要綱をつくりました。その際にも私は高度な医療機器が入って、高度医療がされればされるほど、それは医療費に反映されていきます。ひいては国民の負担になっていくわけですけども、医療機器を使う場合に、みんながみんないい機械を持っている必要ないんですね。どこの病院にどういう機械があって、最初はおかかりつけ医で診てもらって、どうしても必要であれば、大きい病院に行き、いい機械で検査をするという流れなんですけども、それが自治体単位でやり出したら、そしたらどんどん国全体で医療機器が増えていく。国際比較でも日本はもうはるかに他の国に比べて高度な医療機器が多いというデータもあるんですけども、そういうところで機器をうまく活用することで、医療費の適正な管理を行っていくという制度設計にはなっているんです。

ただ、実態として、じゃあ、その対象になる病院の方と意見交換をする中でも、愛知県の何か関与してありますかという質問をしても、いやあという回答でしたし、この場で11月の議会でも議論しましたが、どうも愛知県のそういう関与というのは見られないような状況です。ですので、ここで、じゃあ愛知県としては医療費の適切な管理のために、どのような努力をされているかということをお聞きしておきたいと思います。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

国民皆保険を維持していく目的で、都道府県には医療費適正化計画を策定することが義務づけられており、特に愛知県が取り組む施策として、特定健診の受診率、特定保健指導の実施率の向上、メタボ該当者予備軍の減少、成人喫煙率の減少、後発医薬品使用率の増加などが掲げられ、愛知県としては市町村や国民健康保険などの保険者、職域に対し、こうした取組を進めるよう働きかけを行っているとのことでした。

病診連携、病院・診療所の連携につきましては、愛知県地域保健医療計画において、診療所と病院間の患者紹介、逆紹介のシステム化や、病院施設、整備の開放、共同利用など、地域の医療機関が連携する仕組みづくりを推進するとされています。

また、医療機器の共同利用については、愛知県外来医療計画の中で、今後、人口減少を見据えて、医療機器の共同利用の推進により、効率的に活用していく必要があるとしています。

愛知県と当市の役割分担や協議につきましては、尾張北部圏域保健医療福祉推進会議にお

いて、先ほどの計画の中身について、議論の場が設けられていますが、議員ご指摘の事項について、具体的な協議を行われたことはございません。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） 医療圏で、特に2次救急医療圏で中心的にそれはやっていると思うんですけども、やっぱりこういうところの協議はされてないということでした。どの医療関係者の方に聞いても、愛知県というか、県単位で主導してそういうことをやっているというのは聞いたことがないということで、制度はつくってあるけども、機能していないというのが実態かなと思います。

一応ちょっと再質問で確認したいんですけども、犬山市として、例えば医療機器のことでもそうですし、医療関係で、愛知県と何かここ最近というか、1年でもいいですけど、具体的に何か協議を行ったということはあるんでしょうか。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

医療機器の購入について補助がある場合、県のほうから確認等があったことはありますが、その機器の利用等についての県が主導して調整を図ったとか、そういったことは協議があったということはありません。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） そうだと思います。でも、それではいけないので、市からちゃんと機能するように求めていくと、県としては対等ですから、上下ではありませんから、しっかり求めていくということが必要だと思います。

要旨3の質問に移りたいと思いますが、保険料がどんどん高くなっていってしまう、国や県に建議書という形で昨年、私が国民健康保険の運営協議会の会長として皆さんのご意向も受けて、そういったものを出させていただいた形ですけども、特に回答はございません。

正直、そこまで、じゃあ、分かりましたというふうになるとも思っておられません、今、非常に残念ですけども。ですが、市として被保険者、市民をちゃんと生活を守るということは非常に大事ですから、市として何かしなければいけないということを必死に考えているところでもあります。

その中で、今の制度全体では、都道府県単位で財政安定化基金というものが設けられています。ただ、愛知県は先ほど答弁があったように、繰越金等でその基金のように活用していたわけですが、それを吐き出してしまった。全部ではないんですけども、災害や疫病の発生に備えて取っておく分以外の特例部分というんですけども、その部分は今ゼロになってしまったということで、財政調整機能が失われているような状態です。ですから、市のほうで何とかしなければいけない。

じゃあ、同じような枠組みで、市で一般会計のほうで財政安定化基金を設けて、市の特別会計、国民健康保険の特別会計に緊急時、特に税率が被保険者の責めに負わないような状況でどんどん上がっていってしまうときに、その上がり方を緩和する程度の財政調整機能を持

たすことができれば、それは国が禁じている単純な赤字補填にはならないのではないかとこのことを考えまして、運営協議会の中でも県に、そして国にもそれがどう解釈されるのか、しっかり確認してほしいということを申し上げました。その回答は来たんでしょうか。お願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

12月1日開催の第4回国民健康保険運営協議会において、委員から提案がございましたので、翌日の12月2日に、県に質問の背景も含め、今回の提案が国が解消を求めている法定外繰入れと見なされるかどうかについて、国へ問い合わせさせていただくよう県に依頼しました。年が改まった1月4日に、県に対して状況を確認したところ、国には問合せはしてあるが、返答はまだないとのことでした。

今回のご質問を受け、2月17日に改めて確認しましたが、残念ながら国からの返答はまだ得られていないとのことでした。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） 返答がないと、3か月たっても返答はない。情けないというよりは、そりゃさうだろうなと思うんですよ。というのは、次の要旨の質問に移りながら、それもご説明をしていきたいと思うんですが、これ法的な根拠がないからなんですね。法定外繰入れというものを禁止している根拠は何かということ調べていたんですけども、この根拠は、2017年辺りから出てきているんですけども、骨太の方針、経済財政運営の基本的な方針と改革に関するもので、そこで全体の医療費抑制という目的のために設けられている項目です。

自治体単位で救済をするということせず、いわゆる医療費を余り使わせないために、意識を持ってもらうということで、税金で穴埋めをすると、その意識が薄れてしまうからといって、設けられているのが基本的な趣旨だということがようやく分かってきました。

そこで、じゃあ、国はどのように禁じているかと言っても、これは法律じゃないので、絶対に禁止することはできないんですね。だから、どのようにそれをやっているかという、保険者努力支援制度というものが設けられていまして、国の言うことに従ったら、インセンティブ、プラス点をつけますと。その分、お金を配りますという制度です。

自分もこれまでそれを創出することは、やはり自治体にとっても損になるというふうに考えて、できるだけ国の意向には従いつつも、被保険者の負担を、上がりを抑えていかなければいけない、そう考えていましたが、ちょっともう限界に来ていると思っています。

国民健康保険運営協議会でも、今年度、私は会長代行なんですけども、会長がいなくなってしまうので、今、会長職のことをやっているわけなんですけども、今年度の答申を取りまとめる中でも、今まで被保険者代表の市民の方が来られておりまして、今年も増税をしなければいけません、ご理解はいただけますでしょうか。しょうがないですねというやり取りが、大変なんですけども、しょうがないです、理解はできますということが多かったんですけども、さすがに今年度は、いや、もうこれ以上は本当にちょっと無理ですと。物価も上がり、

電気代も上がり、ちょっと本当にもう何とかならないんですか、少しでも下げることができないんですかという意見が出てくるようになってしまいました。

ただ、予算の時期も迫っている中で、答申としては9.5%の前年度並みの増税をせざるを得ない。しかし、来年度はもうまかりならないよと。このままでは答申不能に陥るといような状況の中で、まとめた答申でもあります。

じゃあ、もう法律で禁止しているものでなければ、自治体の判断でやるべきところもあるだろうということで、その判断をするために、このインセンティブについて、国に従わなかったら、じゃあ、どれぐらいのマイナス影響があるのかということを考えなければいけませんので、それを算定するようにお願いしておきました。ここで答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

市の一般会計から国民健康保険特別会計に資金を入れることを、一般会計からの繰入れと呼んでおり、その中には法で定められたものと、そうでない法定外繰入れがあります。平成30年度から国が取り組んでいる国民健康保険改革の目的の一つは、市町村国民健康保険間の保険税負担の平準化にあります。法定外繰入れは、市町村の財政事情によるため、市町村格差を生む原因の一つとなっていることから、保険税負担を下げるための法定外繰入れについては、国は解消するよう強く求めています。

現在、当市では保険税負担を下げるための法定外繰入れは行っていないため、保険者努力支援制度による対象項目で、上限の点数がつき、国から約150万円、県から約420万円、合計約570万円が交付されています。もしも加入者の急激な増税による負担を避けるため、法定外繰入れを行った場合、国から削減解消すべき赤字と見なされ、赤字の解消期限、年次ごとの削減予定額、及び具体的な取組内容を定めた赤字削減解消計画を策定することになります。この場合、保険者努力支援制度において現在ついている点数がなくなり、この約570万円が交付されないこととなります。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） 再質問したいと思います。

570万円で、国民健康保険の全体の金額からしたら、もう微々たるものです。本当に微々たるものです。その程度の金額だったということで、ちょっと衝撃を禁じ得ないわけですけども、その上でどうするかを判断したいと思います。ちょっと再質問として確認したいのは、じゃあ、ほかの都道府県はどうしているのかということです。

国に視察に行ったときに、全国でどれぐらいあるかを聞きました。300ほどかつては、1,700自治体の300ほどあったのが、今は国の制限の効果というか、影響で、200ほどに減っている。ただ、その200ほどの自治体は、恐らく赤字はそのまま解消されることないんじゃないかというようなことです。

じゃあ、愛知県ではどうかと言うと、私も調べました。結構な自治体が、その赤字削減計

画を提出しながら、一応、その赤字の削減には向かっていっているんですけども、どう考えてもこれは削減というか、国の提出しているんですけども、本当に実現に向かっていっているとは思えないところもあったんですね。例えば、50億円ほどの赤字が年々発生していても、1億円ほどの削減を年々やっているということで、それはどう考えても無理なんですよ。6年間では達成できない数字を出していても、それは存在するわけです、そういうところも。ですから、存在するというか、それを今当局としてはどのように確認しているか、そういうところがあるかどうか。

今までの議論でも、法定外繰入れについては、ずうっと議論の焦点になっていまして、じゃあ、ほかの自治体はどうしているかということも聞いていたんですけども、当局としては、そういう赤字削減については、他の自治体の動向を把握しているかどうかについてお願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

各自治体の赤字削減計画の内容については、申し訳ございません、把握しているところはございません。ただ、県内の計画の策定団体が現在28団体ございます。今年度、計画の最終期間を迎える団体が24団体、令和6年度までが1団体、令和7年度までが2団体、令和8年度までが1団体と28団体のうち、そのほとんどが令和5年度で計画期間が終了するような団体ということになるということは把握しております。

今後は、今回の議員のご指摘も受け、せめて県内の団体の赤字削減計画の内容というのは把握しながら、分析のほうを行いたいというふうに考えております。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） ありがとうございます。要旨5の質問に移りたいと思います。

市長に伺いたいと思います。

今、述べていたり答弁であったように、基本的には国の思惑は、保険料の自治体間での平準化とか、財政安定化とか、いろいろときれいな言葉が並んでいるんですけども、基本的には出どころは骨太の方針、これ閣議決定ですけども、法律ではない。その目的は医療費の削減であった。

それは必ずしも全く理解できないわけではなくて、やはり社会保障の制度全体を維持していく持続可能なものにするためには、医療費のある程度の効率化、適正化というのは必要だとは思っています。ただ、そのもくろみが今ちょっと外れてきているような状況、思ったよりも医療費の伸びが大きくなっていたり、生活がここまで、コロナがあったりと、物価が高騰したり、ここまで困窮してきているということは想定外だったと思います。

そして、国民健康保険全体の制度を見ても、たび重なる制度改正で、例えば担税力のあるパート従業員の方が、基準がどんどん下げられまして、社会保険のほう、いわゆる健康保険ですね、協会けんぽというんですけども、そっちに移行しているんですね。国民健康保険からどんどん担税力のある方が抜けている。自営業者や、昔非常に調子のよかった農業で、農

林水産業ですね、の方々がどんどん減ってしまっていて、かつて70%以上もあったのが、今17%ぐらいになってしまっている。だから、そもそも制度として機能していない。

平均所得を見ても、後期高齢者医療の加入者と今国民健康保険の加入者の平均所得がほとんど変わらないという状況になっていて、使う医療費は、後期高齢者のほうが3倍近く多いんですけども、保険料負担で賄っているのは後期高齢者は1割です。国民健康保険については5割になるので、これはもう制度としては破綻しているんですね、既に。

国のほうは医療費削減をしたい。そのために建前をうまく使ったように見せて、あくまで保険というのは助け合いですから、だから、入っている人同士の助け合いで何とかしたい。だけど、実態としてどんどん担税力のある方が抜けて、最後のセーフティーネットになっているというのが今の実態なんです。

だから、その国の考えにどこまで従うかということ判断しなきゃいけない局面に来ていると思います。これは市長としては非常に難しい判断になるかもしれません。我々議員は、市民のためと言えるんですけども、市長になったら難しいことがあるかもしれません。ただ、今の状況を見て、これはこれ以上、この国の制度に従うべきではないと思います。従わなかったところで、デメリットとしては、そこまで大きくはない。570万円という数字が初めて公の場に出てきましたけども、それを大事にするのか、もしくはそれ以上の財源投入が必要になるわけですけども、生活苦にあえぐ被保険者の方々を救うのかという判断をしなければいけない局面だと思います。

市長の見解をお尋ねしたいと思います。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員のご質問にお答えをいたします。

これまでも本市のスタンスは、市民の利益が最大になるよう、国の制度や改革に向き合ってきました。その姿勢は、誰が市長であっても変わることはないと思っています。

今回の国民健康保険の課題につきましても、国の制度や改革に従うだけではありません。どうすれば国民健康保険の加入者の皆のみならず、市民皆さんにとって最善の結果が出せるのかを判断していくのが私の役割だと思っています。

久世議員にお答えする前に、様々今お話しされてきましたけども、改めて経緯を簡単にお話をさせていただきたいと思います。

本市は県内でも高齢化率が高く、前期高齢者が多いという特性があります。当時、国の国民健康保険改革によって、保険税負担を大きく引き上げなければならなくなりました。それにより、市の国民健康保険財源は大きな変動を受けることとなります。そのため、国民健康保険加入者の負担が急激に増えないように、税率の伸びをできるだけ抑えながら来ています。しかし、安定した国民健康保険運営のためには、到達しなければならない税率の水準というものがございます。この水準については、これまでに議会でもお示しをしていますので、我々行政と議員皆さんの共通認識だと思っています。この水準を目指して、かと言って急激な負担増とならないように、国民健康保険運営協議会の議論を踏まえながら、国民健康保険

の基金を充てて、抑制しながら、段階的水準に近づけてきたところでもあります。

しかし、税率の取扱いが将来的に市町村ごとの設定から県下一律に変わることも予想がされています。そうなった場合には、今よりもさらに高齢化と低所得化が進んだ当市にとっては、さらに税率の水準が引き上がってしまうということが考えられると思っています。

以上のような背景があつて、今回、久世議員から質問を頂きました。私から法定外繰入れに踏み切るかどうかについては、まだ調査や検証、議論や考えることが多く、今、明確にお示しすることはできません。しかし、国民健康保険加入者の9,000世帯の皆さんに寄り添いつつ、法定外繰入れを行うかどうかの政策判断はしていかなければならないと考えています。まずは国や県に対する支援強化への働きかけを進めていきたいと思っています。

その要望は、これまでのように国や県に補助金などの一律増額を求めるだけではありません。当市の特性を分析し、その偏った差を埋めるような補助の在り方が提案できないかなどというふうに思っています。

例えば、犬山の国民健康保険加入者の所得水準は、県下平均に比べ低いという実態があります。所得水準が低いことを、その市町村の責任にすることはできないはずであります。ですから、そうした差を埋めるような補助の在り方を考えるなどが上げられると思っています。

今後、担当にこうした分析を求め、私もより効果的な提言ができればと考えています。また、短期的な視点だけではなく、中長期的なビジョンも示しつつ、久世議員が務められます国民健康保険運営協議会の皆さんの意見も頂きながら、そこから犬山の国民健康保険、そして市民皆さんにとっての最善の方策を判断していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） ありがとうございます。現時点で最大限、精いっぱい誠意のあるご答弁をいただいたという認識です。一緒に国の制度改正を求めるぐらいの動きを取っていきたくと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

件名2の質問に移ります。観光事業の方向性についてです。

まず、要旨1で確認したいことですが、昨年9月の議会の折に、警備費用で決算で非常に高くなってきているなということも感じまして、私も城下町で店舗を構えておりまして、警備員さん、本当に一生懸命声を張り上げながら、安全を守るために努力していただいているのを見ておりました。

ただ、あくまでうわさレベルではあったんですけども、入っている会社の方がみんなばらばらだったということで、あれ、でもおかしいな、委託って1社だったはずだよなという疑問を感じていました。

本当にその会社に入っている方がやっているのかも分からないし、その費用がもしかしたら何社か、いわゆる委託、再委託を重ねる中で、事務費としてそこで徴収されてしまえば、現場で働いている人たちに、その本来労務単価として計上されている金額は入っていないんじゃないかなという疑念を抱きました。

その実態はどうかということをお尋ねしていたんですが、ようやく文書で、委員会で決算審査で取りまとめて、予算で要望で出したものに対する答えとしていろいろ書いてきたんで

すけども、実態としては、再委託というものがあつたと。それが不適切なものというふうには思っていないというような回答でもありました。その警備は、今大変だから、人手不足で大変なので、複数の会社にまたがっていても、やむを得ないというものではあつたんですけども、実態把握について、結局その文書の中に回答はなかつたんですね。じゃあ、幾らで現場の方が働いていることになっているのかということは、その文書の中にもなかつたので、実態把握というのはそういうことを求めていたんですけども、そういう中抜きのようなことがなかつたかどうかについてお尋ねをします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ただいま久世議員からもお答えがございましたけども、警備業界は慢性的な人手不足から、複数の会社が協力して補完し合い、警備員を確保している現状となっております。本市が発注している犬山城下町交通誘導警備委託においても、受注者のみで業務を実施することは難しいと考え、再委託や再々委託により、他の警備会社が業務の一部を担うことを認めておりました。

しかしながら、4月の契約と同時に、受注者より提出された再委託に関する書類は、簡易な記載内容であり、発注者である市では、業務の実態を正確に把握しておりませんでした。こうした状況から、昨年9月議会で契約の在り方についてのご指摘を受け、改めて受注者に対し、再委託及び再々委託に関する詳しい書類の提出を求め、状況把握を行いました。

その結果、再委託先及び再々委託先との契約状況について、業務内容や1日当たりの単価などを確認したところ、久世議員が懸念されている受注者が業務を行うことなく手数料を抜き取る、いわゆる中抜きの実態はありませんでした。

今般のご指摘を受け、次年度に向けては、業務仕様書の見直しを行い、受注者と再委託先との業務内容を明確に記すとともに、再委託、及び再々委託が必要な場合においては、契約当初から再委託等の内容が把握できる書類の提出を受注者に求め、適切な手続と業務の管理、実施に努めてまいります。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） 再質問します。

業務を行うことなく中抜きのようなことが行われていなかったという前段がついていたので、業務はそりゃ行おうと思います、事務は、委託するんだから。委託して再委託されるんだから、そりゃ事務的なことはあるので、金額がどうだったかということについて、具体的にお示しいただきたいと思います。

もう一つですけども、契約のほうで、犬山市契約規則の35条の2では、基本的には、下請負というものを限定している。その場合には、届出が必要だということですけども、今までの実態って、それで適正だったんでしょうか。簡易なものということだったんですけども、それで適正だったかどうかについてお示しいただければと思います。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 久世議員の再質問にお答えいたします。

ただいま再委託及び再々委託先の単価についてのお問合せでしたが、再委託が、ちょっと正確な数字というのはここで申し上げていいものかどうかあれですが、1万7,500円程度で、再々委託のほうに参りますと、1万5,400円とか500円程度、この範囲でございまして、再委託及び再々委託は計5業者あるというところになっています。その中での多少のばらつきはありますが、大体このぐらいの数字だということでございます。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） 再質問にお答えします。

議員おっしゃられるように、委託については、再委託を禁止する法律というのはないようです。ただ、私どもが契約をするときの約款には、一括再委託の禁止という項目を一応約款の中に設けております。

この場合、一括ですので、全部を当然委託するなんてことは、もちろん駄目に決まっていますが、それでも主たる部分というのも、再委託はいけませんよということになっています。この主たる部分というのは何かということになると、契約のほうでそれを明記をしておかなければいけないということになっています。

今回の警備委託については、その部分が抜け落ちていたのかなというふうに感じておりますし、全般で考えると、ほかの委託についてももう少し明確にその辺を盛り込まなければいけないなというふうに感じております。

ただ、昨今、個人データを扱うような委託というのがございます。こういうものについては、やっぱり情報の漏えいということを懸念しますので、かなり契約のほうでも厳しく再委託については契約書のほうで細かく明記をして、どこに再委託をするのかというのもチェックをしている状況でもあります。

ただ、委託も様々なものがありますので、全く再委託をしないものも当然ありますから、全般にどうだというのは、全てをチェックしたわけではございませんので、ただ、新年度を迎えるに当たって、全庁的に再委託が適正に行えるかどうかというのは、もう一度チェックしたいというふうに思っています。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） ありがとうございます。最後の部分も確認したかったんですけど、今答弁いただいたんで、明確に、やっていただきたいと思います。やっぱり現場の方に設定した単価で金額は行ってなかったと思うんですね。だんだん減っているんで、金額も。だから、やっぱりちゃんと現場で働く人に、しっかり対価が支払われるように、しっかり仕事をしていただくというのが大原則ですから、でなかったら、分割して発注をして、細かく分けて場所なんかを、ちゃんと設定したりということも、本来そういう努力をするはずなんですけども、それができなければ、再委託やむなしではあるかもしれませんが、じゃあ、業務計

画をしっかりと決めて、適正な単価で現場で働く人に不利益がないようにしていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

要旨2の質問ですけれども、マナーのよくない観光客というふうに書いてしまっているんですけれども、最近城下町でも非常にまたコロナが落ち着いて人が増えてきて、やっぱりマナーがよくないということ、住民の方からも店舗の方からもよく聞きます。

じゃあ、なぜそういう状態になってしまっているのか。常にそうではないんですね。だから、それほど人が来ていないときは、そんなことは起こっていません。ただ、特別な桜の物すごい人が多いときとか、ゴールデンウィークとかお盆とか正月、こういうときに起こってしまうと。それはなぜ起こってしまうかと言うと、余りにも人がキャパを超えているということもあります。

これまで平準化してくださいということはずっと言ってきたわけですが、やっとなキャンペーンの在り方も見直しがされてきて、平準化、徐々にされつつあるという実感があります。

もう一つ、ここで具体的に詰めておきたい観光施策の方針としては、今は観光のキャンペーンなんかを、いわゆる抱き合わせのような形、串めぐりですというような、全てを一括して打ち出したりとか、あとは割引とか、そういうものでキャンペーンをしていたりするケースが多いんですけれども、何かをプレゼントとか、それは動機が弱い方。犬山にどうしても来たいという方は、そういうことは要らないわけです。この商品はどうしても食べたい、どうしても写真に撮りたいと、そういう方は、そんな割引がなくてもいらっしゃるんで、そうじゃない方に対してアプローチするために、安いですよ、お得ですよということを出しているわけです。そういう方が来たときに、お得ですよと言われて、じゃあ、店に行ってみたら、大行列、もう全然それを買えない。ほかにこれを食べたい、パンフレットを見て行ったけど、その店も売り切れですと言われてました。こういうことが起こる。

よく観光協会の方は、そりゃ店がだらしがないからですよ、指導しますよというようなことをおっしゃるんですが、どれだけ店が大変なことかという。だから、そういうことをやってくれるなということが、僕がずっと言ってきたことなわけですし、動機の強い方がいらっしゃれば、客単価は高いですよ。人が少なければ、満足度も高くなるので、そういう方向でやってほしいということなわけです。

それがなかなかまだ理解されていないというふうに感じていますので、ここで観光の今後の方針としていかがでしょうかということをお尋ねしておきたいと思います。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

犬山観光の誘客宣伝は、名古屋鉄道と連携した犬山集中大規模観光宣伝協議会での活動を中心に実施しています。これまでは春・秋など季節ごとに集中したキャンペーン事業を行っていましたが、観光客の平準化を図ることを目的に、令和4年度からは上期、下期に分け、

通年でのプロモーションを展開しています。

プロモーションの方向性としましては、「大人アガル犬山」と題して、幅広い世代に犬山観光の大きな魅力である歴史・文化自然を中心に、犬山らしさを生かし、犬山ならではの楽しみを提供できるような取組を目指しています。

そのためには、犬山を楽しむコンテンツの重要性を強く意識しており、既にあるコンテンツはさらに磨き上げるとともに、新たなコンテンツづくりも進めているところです。具体的には本市の希少な歴史文化財を生かして、小牧長久手の戦いにちなんだ合戦帳の作成や、城下町の風情に合う花手水の設置、各務原市と連携した新たな遊覧船の活用などを実施予定ですが、質・量ともに高め、さらに充実したものとなるよう、取組を強化してまいります。

加えて議員ご指摘のとおり、強い来訪動機となるようなコンテンツの開発は、消費額を上げ、犬山ファンを増やすなど、観光地としての魅力とブランド力を高めることから、重要な取組であると考えております。

本市には、国宝犬山城やユネスコ無形文化遺産犬山祭、博物館明治村、木曾川うかいなど、既に強力なコンテンツが数多くありますが、今ある資源を見詰め直すとともに、新たなコンテンツづくりを進めてまいります。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） 今の答弁でも、いわゆる従来型の観光施設が並びました。それがコンテンツという、強力なコンテンツという言い方をされたんですけども、自分としては、全く強力だと思っていない。非常に弱くなってきているという印象です。だから、従来型の観光コンテンツが集客力がどんどん失われているというのは、数字にもはっきり表れていません。

まだコロナだからという言い訳をしているんですけども、正直、僕の関わる分野では減っていません。むしろかなり増えています。ですから、減っているというのは原因があるわけで、もともと強い動機で来ていなかったから減っているんです。

だから、鶺鴒にしても犬山城にしてもそうです。これは非常に弱いから今減っているんで、強力な観光コンテンツとはなっていない。だから、磨き上げるとい言葉があったんですけども、それは本当に必要なことです。今の中でもハートの絵馬、三光稲荷とかは出てこないんですよ。

だから、犬山をイメージする人たちが、例えば年代ではないんですけども、年代である程度ざっくり言うと、40代以上の方は犬山城を中心とした古きよき城下町、風情がいいですねというイメージ。20代、10代の、今非常に多いんですけども、その方々が観光ではないと思うんですが、いらっしゃっている動機としては、何かかわいいものがいっぱい撮れるんで、みんな行っているから、すごく楽しいまちというようなイメージだったりするんで、同じ犬山という文字を見ても、全くイメージが違う。だから、10代、20代の女性によく、犬山ってどんなイメージですかと言うと、犬っころみたいでかわいいですねというような、名前のイメージだったりするんで、だから、そういういろんな細分化をしていくと、犬山の実態が見えてくるというところに着目をしていただきたいというのがまず1つです。前提です。

そこで、次の3番目の質問に移りたいんですが、これも思わず飛ばしてしまうぐらい、ど

うしてもやりたかった質問なんですけども、その代表的な動機の強いコンテンツとして、岡本太郎氏、「若い太陽の塔」という聖地が犬山にある、これを生かさない手はないということで、こんな分かりやすい動機の強い観光コンテンツはないだろうというふうに思いまして、項目を設けました。

要旨1つ目ですけども、今、策定間近になっている犬山市文化財保存活用地域計画の案に、「若い太陽の塔」がちゃんと明記されていましたので、これはいいことだと思いました。市として今、どんな活用や保存を考えているかについて、お答えをお願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村浩三君） ご質問にお答えします。

犬山市文化財保存活用地域計画は、有形文化財、無形文化財、記念物などの文化財として指定、登録されたものだけではなく、未指定のものや、伝承、物語、古くからの地名など、文化財保護法上の文化財の定義に収まらない、または収まりにくいものも含めて、地域で大切にされているもの、地域の歴史文化にとって重要なものなどを歴史文化資源と位置づけ、それらの保存、活用に関する将来的なビジョンを定めて、地域社会全体で総合的かつ計画的に取り組を進めることを目的として策定するものです。

現在は計画案の作成を完了し、3月15日までの予定でパブリックコメントを実施しているところです。

今後の予定といたしましては、文化庁や国土交通省など、国の関係機関から意見聴取を行い、令和5年7月の計画認定を目指して、手続を進めます。

「若い太陽の塔」が設置された経緯について、当時の新聞記事や日本モンキーパークの運営事業者から確認をいたしました。昭和43年暮れ頃、名古屋鉄道から岡本太郎氏に対し、大阪万博に合わせて制作予定であった太陽の塔の縮小版の政策を依頼したところ、岡本氏より、太陽の塔は大阪にできるのだから、この場所には若い太陽の塔をとの条件にて快諾され、制作が決まったそうです。

昭和44年3月に犬山ラインパークで開催された「万国博と世界お国巡り」の際に、顔部分のみお披露目され、同年4月に塔が完成しました。当初は、現在の日本モンキーパークのヒヒの城付近にありましたが、約8か月後の11月に一時撤去され、その後、昭和50年、遊園地側の現在の場所に移設されています。

若い太陽の塔は、高さ26メートルで、3本の青い柱の上に、直系4メートルの金色の顔が乗せられ、その周りを11本の炎が取り囲んで、未来に向かっていく若々しい姿を象徴しているとのことでした。

犬山市文化財保存活用地域計画では、当市の歴史文化の特徴の一つとして、明治時代に遡る古い時期から、歴史文化資源を活用した観光振興を先進的に進めてきたことを挙げており、国道41号からもよく見える若い太陽の塔は、観光地犬山を象徴するものの一つとして、市民だけではなく、市外の方にも広く認知されていることから、歴史文化資源の一つとして位置づけています。

今後関係市と連携をしながら、犬山市の歴史文化を語る上での新たな魅力発見につなげたいと考えています。

◎議長（三浦知里君） 久世議員。

◎17番（久世高裕君） ありがとうございます。はっきり明記されていて、保存活用を図っていくという方針の確認ができました。これは本当にいいことだと思います。

もともと岡本太郎氏のお父様の、漫画家をされていたわけですけども、アトリエが美濃加茂市にあったということで、ライン下りを楽しんでいらっしやったんじゃないかということや、犬山とのゆかり、名鉄がなぜ依頼したかということや、顔の部分以外の部分を、誰がどうお金を出して造ったか、こういうことはまだ余りはっきり文献がなくて、今開催されている愛知県美術館での岡本太郎展に行って、片っ端からその本を読んで結構な量を買ってきたんですけども、余り載ってないんですね。

だから、ここは今の犬山市史の編さんの中でも非常にいいものだと思いますので、しっかりその根拠を市として調査をして、明記していただきたいなと思っていますところですよ。

要旨2のほうですけども、タローマンというものを本当はちゃんと説明しようと思ったんですが、ちょっと時間がないので申し訳ないです。調べていただいて、ヒーロー物です。顔は若い太陽の塔です、犬山の。体はちょっとこうくねくねと動くんですけども、おもしろい形のいわゆるヒーロー特撮物ですけども、本来、当時はなかったんです。さっき大沢議員とも話していて、本当にああいうのがあったんだ、知らなかったというふうに思っている人が多いんですが、今作ったものです。ああいうものがあったんじゃないかという空想で楽しむものでして、それに出てくる怪獣、ヒーローが若い太陽の塔で、怪獣が岡本太郎氏の絵の中のキャラクターに見えるものがいっぱいいて、実際に太郎展に行くと、本当にこれ、その1950年とかに書いたものなのかなと、今の時代にめちゃくちゃ合うキャラクター造形だなというものがいっぱいあって、そこに目をつけたNHKのプロデューサーと藤井 亮さんという映画監督の方が、そのタローマンというものを作り上げたんです。

設定の話ですけども、今のモンキーパークの前に、実はあそこがタローマンランドだったんだという設定になっていまして、聖地なんですよ、あの場所が。だから、犬山市としては、岡本太郎氏の聖地、しかもタローマンのふるさとみたいな強力なコンテンツがありながらも、今、全く観光の観点ではそういうものはアンテナが立っていない状態です。

犬山遊園のパブリックアート、これは非常に素晴らしいものだと思うんですけども、今はそれじゃないかな。岡本太郎氏がこれだけ盛り上がっていて、NHKが乗っているときに、こっち、すごい話題性があるな、違う場所でもできないのかなというのが抱いた感想です。いかがでしょうか。アンテナ立てて何か企画をやっていただけないでしょうか。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

「TAROMAN 岡本太郎式特撮活劇」は、昨年7月にNHK教育テレビジョンで放送され、その後、SNSなどを中心に話題となっています。

この番組は、芸術家 岡本太郎の作品や、言葉を題材にした特撮テレビドラマであり、岡本太郎への敬意を全面に出しながらも、懐古的で独特な作風と熱いメッセージ性が評判となっているようです。

今年度、岡本太郎の過去最大規模の回顧展が東京、大阪、名古屋で開催されていることから、さらに注目を集めています。

犬山市にある貴重な資源がメディアに取り扱われることは、大変うれしく、ありがたく思うとともに、本市としましても、若い太陽の塔について、改めて着目する機会となりました。若い太陽の塔はモンキーパーク内の小高い丘にそびえ、遠くから見てもひときわ大きな存在感と強烈なインパクトを与えています。ほかにはない稀有なパブリックアートであり、議員ご指摘のとおり、強力なコンテンツになり得ると考えます。

今後は歴史文化資源としての保存を図りつつ、市民の皆様にも観光客にも親しまれる、そして強い来訪動機をもたらす強力なコンテンツとして有効な利活用方法を模索してまいります。そのためには、まず日本モンキーパークをはじめとした関係者との連携を図り、時勢も捉えながら、久世議員ご提案のタローマンも含めた利活用について働きかけてまいります。

◎議長（三浦知里君） 17番 久世高裕議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時11分 休憩

再 開

午後1時00分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

19番 吉田鋭夫議員。

◎19番（吉田鋭夫君） 19番、清風会の吉田鋭夫でございます。原市長とは最初で最後の一般質問になると思いますので、いろいろな意味でよろしく申し上げます。

それでは、1件目の①番のところから行きたいと思いますが、新型コロナウイルスで世界中の医療が混乱しまして、最近やっと落ち着きを感じるころであります。私個人としましても、コロナウイルスとは縁がなく終わりましたが、70になりまして、人並みに薬と医者との会話ができるようになりました。さらに、94歳の母親の介護の絡みの中で、昨年1年間で4回も救急車のお世話になることになりまして、大変感謝をしております。そんな意味で、救急のことについて質問させていただきますが、健康まちづくりとか、安心・安全のまちづくりというふうで、いろんな形の中で取組がされていますけれども、とりあえず救急車だ

けの質問とさせていただきます。

まず、救急車の出動状況について、数をお願いします。

合わせて、時折ニュースで受入れが非常に厳しい、たらい回しという話題が出てきますけれども、この辺のことも含めて、救急車から病院の問合せ回数というの合わせて数字の答弁のほうをよろしくをお願いします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

令和4年中の救急出動件数は、全国的に増加傾向でありましたが、犬山市についても令和3年の3,033件に対しまして、495件増加して3,528件と、過去最高の出動件数を記録しております。

当市の救急隊の病院の受入れ状況ですが、病院を選定するための問合せ回数を見てみますと、令和3年は救急出動1件当たりの平均問合せ回数が1.04回に対しまして、令和4年は1.08回と微増はしたものの、著しい病院選定の遅延や、たらい回し等の困難事例は発生しておりません。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） いろんなネットで総務省の統計の数値などを見ておきますと、救急車の到着所要時間は平均9.4分、それから病院への到着所要時間というのが42.8分というような数字が出ております。

先ほど言いました救急搬送困難事案という、数のカウントの基準が、病院への照会回数が4回以上、現場の停車時間が30分以上というふうで、数が数えられて、いろいろと話題になっておりますけれども、先ほどの犬山の1.04とか1.08、1回問合せすれば、まず受け入れていただけるという、非常にありがたい数字を聞きまして、安心な犬山というふうに受け止めております。

そこで、2番目ですけれども、本当に119番に電話をしまして、夜中でもすぐに駆け付けていただきまして、それなりに処置やいろんな聞き込み等合わせまして、病院に運んでいただきまして、まして命まで助けていただきまして、本当にありがたく、うれしい気持ちでいっぱいなんです。

お礼を当然言いたいという人たちがたくさんいるわけですが、こういう感謝の気持ちを出すという部分について、伝える仕組みというのが、なかなか分からないもので、私もついつい会うたびにというレベルの中で、直接お礼をしてない、ずるずる来ておるわけですが、この辺のいわゆるお礼の気持ちを伝えるというような仕組み等ありましたら、あるかどうかも含めて答弁のほうをよろしくをお願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

大澤消防長。

〔消防長 大澤君登壇〕

◎消防長（大澤 満君） ご質問にお答えします。

救急搬送された方やご家族からお礼のお手紙やメールを頂くことはございますが、私たち消防職員にとっては、感謝の気持ちを持っていただけるだけで十分ということで、誇らしく、うれしいことであります。ということですので、お礼の必要はございません。よろしく願います。

以上です。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） すばらしい回答でございまして、当然だという雰囲気でおっしゃいましたけども、逆に感謝をしたいほうの立場からすると、やっぱり我々の年代も含めて、本当にありがたいなと思った人は、それなりのことをしたいなという気持ちも持っている人が、犬山はいい人ばかりでございまして、たくさんいると思うんです。そんな意味で、今のよう
に手紙とかメールだったら、勤務等に支障がないので、これどんどんやっていいのかなということを感じました。

実際のところ出勤要請の年齢区分の統計を見ますと、平成13年では65歳以上が38.5%の割合でしたけども、令和3年では高齢者、65歳以上の高齢者は61.9%になって、ほとんどが我々世代のほうの利用率が非常に高く、先ほどの話、この年代及びその上は、感謝の気持ちはきっとたくさん持っている世代かなと思っております。

そんな中で、昨今、高齢者の人たちがうちに、たんすの中にいっぱいお金があって、詐欺に取られるような人もいる世の中で、いろんな差はあると思うんですけども、お金を持っている人がたくさんいるかもしれませんので、お金でお礼をしたいという人も中にはいると思います。

先ほどの話、お礼は要りませんというふうでございすけども、救急車1台の出動経費というのは、ネットで見ると、多くの文献では4万5,000円と言われております。大変な税金での対応で、ありがたい話でございすけども、世の中、民間の方とかいろんなところで寄附をどんどんもらえる自治体が取組がなされる時代になってまいりました。犬山市でもエレベーターの広告でお金を頂くというのも一時期やっておりまして、いろんな意味で、もらえるものはもらえればいいんじゃないかという発想の中で、善意の寄附ができるのはどうかと思ひまして、消防署の建て替えの計画も出ております。お金はどんだけあっても困るものじゃないと思ひますので、その辺のお金の寄附行為について、結構ですと言われるかもしれませんけども、何らかの答弁を欲しいと思ひます。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） ご質問にお答えします。

市では様々な寄附金を頂いております。それらの寄附金には寄附をされる方それぞれの思いが込められていると認識をしております。これまでも寄附のお申出の際に特定の分野に使ってほしいというご意向があれば、受け取る市としても、そのご意向に沿った適切な使い方となるように対応させていただいております。

ご質問のように、緊急搬送され、無事退院された方が、緊急体制の充実に使ってほしいと

市にご寄附をいただけるのであれば、その思いを応えるため、救急体制に関するしかるべき予算に充当し、有効に活用させていただきたいと思えます。

吉田議員におかれましても、現状のお立場では寄附は無理ですが、しかるべきときが来ましたら、またよろしくお願ひしたいと思えます。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） 感謝の気持ちをいっぱい持っておりますので、そのときにまた考えますけども、実際、寄附をしようとした場合、募金箱で気楽に入れられる震災等の形があればやれるんですけども、改めて寄附行為というような形で言われると、つつい面倒くさいとか、どうしたらいいんだろうなという気持ちが出てきますので、これが可能かどうか分かりませんが、震災のような募金箱を本庁とか消防署とか、さらに病院に置けるような仕組みというものを考えていくと、気持ちを出しやすいなということを感じますので、役所がやっていいかどうかというの、またこれ難しい問題かと思えますので、誰ならば可能かというのも含めながら、検討のほうを私もしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

続きまして、総合計画の話です。

市の最上位計画であります第6次の総合計画が策定されまして、いろんな意味で人口減少、高齢化の急速な社会の変化というのがとしょっぱつにしっかり書かれておまして、いろんな人の意見を聞きながら、作成されていると思うんですけども、豊かさとか優しさという言葉がすごく印象に残って感じておりますが、この基本構想の基本計画、基本目標の3の「人にも地球にもやさしいまちへ」ということにつきまして、背景とか経緯について、この優しさを感じる形に、分かりやすい説明のほうを、経緯も含めてよろしくお願ひします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） ご質問にお答えします。

第6次総合計画の策定に当たっては、市民意識調査や地区別タウンミーティングなど、様々なアプローチで市民の皆様からご意見、ご提案を集めました。頂いたご意見、ご提案につきましては、多種多様なものとなっておりますので、審議会での議論も踏まえて、事務局にてカテゴライズし、何度か審議会とやり取りをした結果、最終的に基本目標1から3として、まとまったものとなっております。

基本目標3は、住環境、地球環境といった広い意味での環境に焦点を当てたものとなっております。

「やさしい」というフレーズは、審議会の中で、地球環境だけでなく、暮らしている人にも配慮が必要という議論の中で、委員から出たフレーズを参考にしており、最終的に基本目標3は、「人にも地球にもやさしいまちへ」に決定をされました。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） このやさしさという言葉を受けながら、一部、パブリックコメントをした人たちのやり取りの中で、優しさを感じてない人たちの代弁をさせていただきますが、国は有機農業を2050年までに全体25%を増やす目標を掲げておりますし、2月13日の中

日新聞の日曜版に、オーガニック給食という特集で、自治体支援で有機農業を広げようというふうで地図がありまして、この中に犬山市も載っております。そんな意味で、この6次総合計画の中で、有機農業という言葉はどこにも出ていないというふうな意見がありますので、実際は多分取り組んでいるかと思うんですけども、その辺について、具体的に犬山市としてこう取り組んでいくんだという方向等について、答弁のほうをよろしくお願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

第6次犬山市総合計画案の有機農業の記載はありませんが、計画案73ページの農業者の確保・育成で、「関係団体等と連携して農福連携等の新しい農業の取組を促進します。」と記載しており、有機農業も新しい農業の取組として促進を図っていきます。

具体的な動きとして、令和4年度は市内の新規就農者や農業講座受講生等を対象に、「環境に優しい農業の始め方」というテーマで、無農薬栽培や有機農業に関する講座と座談会を開催し、農業者同士のネットワークづくりに関する取組をスタートしています。

そのほかに、市と愛知北農業協同組合共催のチャレンジ農業講座において、市内で有機農業を実践する農業者を講師に招き、有機農業をテーマに講義を実施しました。

また、市内で有機農業に取り組む農事組合法人から、国の環境保全型農業直接支払交付金の活用要望があり、市としても令和5年度に環境保全型農業直接支払補助金を創設します。この補助金は、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する補助制度で、有機農業などの取組を支援します。

今後も関係団体や市内農業者と連携しながら、農業振興を図る取組の中で、有機農業の促進に向けた取組も進めてまいります。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） 答弁ありがとうございました。パブリックコメントのやり取りの中で、結構その辺が優しさが欠けていたという意見の中で、現実的には関係課はそれなりに一生懸命取り組んでいただいていることは私は知っておりましたので、いろんな意味で連携を取りながら、理解を得ながら行けるといいなということを感じておりますし、まして有機農業は本当に労力とお金がかかってしまう大変な、天候にも関わってきますので、大変かと思いますが、それこそ地球に優しさ、食の安全も含めて、いろんな形で取り組んでいきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3件目に入ります。

鵜飼の事業につきまして、2020年の2月に東京都内の屋形船での新型コロナウイルス感染が判明して、クラスターというもので随分報道されまして、船に関する観光というものが全国的にすごく打撃が始まってしまいました。そんな中で、木曾川の鵜飼についても、それなりの影響はあったかと思うんですけども、その辺からの現在に至るまでの観光客、乗船客の数等について、まずはお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

木曾川うかいにおける鵜飼観覧の乗船者数の実績についてですが、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度は1万9,376人でした。

コロナ禍となった令和2年度は、緊急事態宣言の発令などにより、鵜飼観覧そのものが中止になるなどして、対前年比約84%減と大きく落ち込み、3,079人となりました。

令和3年度も新型コロナの影響を受け、前年からは約18%増とわずかに増えたものの、3,631人とどまりました。

そして、令和4年度は行動制限も少なくなるなど、ウィズコロナの状況下で乗船者数も増え、対前年比約279%増の1万3,750人となっております。

コロナ禍での取組として、船会社の木曾川観光株式会社では、キャッシュレスの取組を導入したり、ウェブでの予約を開始したりするとともに、積極的な誘客宣伝活動を行ったこともあり、乗船者数は増加傾向にあります。令和元年度に対して令和4年度を比較すると、約70%となっており、徐々に回復している状況となっております。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） 落ち込んでいた乗客数、乗船者数が回復の兆しがあるという話と合わせて、それなりの回復するための努力、変更点を今、一部紹介されましたけども、1,300年の歴史のある鵜飼事業、これは市の事業でございますので、多分やめることはなかなか厳しいと思いますが、さらに今後、継続やら発展をするために、改めまして取り組んでいる様子、今後の取組、課題等も含めまして、答弁のほう、よろしくをお願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

木曾川うかいを持続、発展させるためには、質と価値を高めることが重要であり、今後も様々な取組が必要と考えております。

シーズンオフの催事等で実施する座敷鵜飼や水槽を用いた鵜飼実演は、今まで以上に実演内容やしつらえを工夫して、質が高く、見応えのある演目を目指します。

また、市所有の屋形船である若あゆ丸は、6月1日の鵜飼開きでのお披露目を目指して改修を進めています。和とモダンが調和した屋形船にリニューアルされる予定であり、完成後は鵜飼観覧の高質化に資するものとして利活用を図ります。

また、船会社の木曾川観光株式会社では、鵜飼乗船待合所の改修を予定されており、木曾川うかい全体の質が高まるものと考えています。

誘客宣伝に関しては、木曾川観光株式会社や犬山市観光協会とも連携して、宣伝、セールス活動を積極的に行い、新たな旅行商品造成を図るとともに、関係者が意見交換して、木曾川観光株式会社のホームページを充実させるなど、ウェブでのPRの方法も工夫して、ブランド力を高めます。

一方で、高齢化などによる船頭の人員不足という大きな課題が顕在化しています。船頭育成事業の継続により、鶺舟を操船する船頭は少しずつ増えていますが、観覧船の船頭は近年、さらに減少していると聞いております。今年度は人員不足により観覧船を出せずに、予約を受けられない日もあるなど、深刻な状況になっています。

木曾川うかいが観光資源として維持、継続するためには、観覧船の充実は欠かせません。現在、関係者が定期的集まる打合せの場で課題を共有しており、改善に向けた取組を検討してまいります。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） 課題が今、いろいろと出ましたけども、一番の課題をもう一つ考えますと、まず、鶺匠なくして鶺飼はできないわけですね。現在の市の鶺匠さん、全国唯一の地方公務員ということで、3人、頑張っているわけですけども、娘と同じ年で3人とも同い年なんですね。だから、今回定年延長の話が出ておりますけども、辞めるときは3人同時かなということをお前から心配しております。

女性鶺飼もありますけども、この辺の対策を今から真剣に考えていかないと、募集をして、本当に来てくれるのかという部分やら、入った子はちゃんと続くのかとか、研修期間、どれだけ要するのかとか、いろんな点を考えて、どの段階で、どこまで受け止めながら真剣に採用というものを考えて取り組んでいくのかということにつきまして、改めて強く心配しておりますので、答弁のほう、見通しの答弁も含めてお願いします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、木曾川うかいを保存し、次代に継承していくためには、鶺匠の後継は検討すべき大きな課題であると認識しています。現在、鶺匠として活躍している3名の男性鶺匠は、40代半ばで、同じ年齢であり、市職員として採用されてから約30年が経過しています。

また、一般社団法人犬山市観光協会の職員である女性鶺匠1名は、平成25年から鶺匠となっており、計4名の鶺匠が、木曾川うかいを支えています。

この先10数年後には、3名の男性鶺匠が同時に定年退職となりますので、現在の木曾川うかいの体制を維持、継続していくためには、複数の後継者を計画的に確保していく必要があると考えています。

一方、鶺匠として一人前となるには、かがり火をともし、手縄を使って最大12羽の鶺を巧みに操り、鶺舟の船頭と息を合わせて鶺飼を行う技量と、天気、風向き、水位など、常に変化する自然環境に対応できる豊富な経験が必要です。加えて、年間を通じて鶺の世話をしたり、鶺飼に使用する腰みのや足半、鶺籠などの道具を作ったり、船を修繕したりする技術とノウハウが求められます。

これらの技術や経験は、すぐに得られるものではなく、先輩鶺匠から直接指導を受け、長い訓練期間を必要とします。このため今後、遅くとも5年程度の間には人員を確保する方針や

めどをつけていく必要があると考えています。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） 5年間は知らん顔していこうというような受け止めもできますので、本当にどういう形でとっていくか、今すぐ要らないけども、採用だけしていけば、観光課としてのいろんな仕事もあるわけですので、そういうようなことも含めながら、いつ、うまく当てはまって、手を挙げてくれるかというのが、5年先にあるのかないのかも含めて、今から真剣に考えていかないと、本当に不安な状況かと思えますので、これまた5年という今数字が出ましたけれども、改めまして切なる思いとして、考えて取り組んでいってほしいと思います。

それでは、施政方針のほうに入りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

要旨の1番、人口減少・定住対策ということでありますが、本当にいろんなところで話題になっております人口減少の件、それこそ新しく生まれた子どもの数も80万人を切ったということも含めて、この辺の問題が日本中の大きな課題となって、取り組まなければいけないわけですが、今回の第6次総合計画も含めて、市長の施政方針の中にもいろんな形で取り上げられておりますけども、これについて質問させていただきますが、単純に言いまして、魅力のあるまちづくりをしていくのは当たり前のごさいまして、それから、よそから移住してほしいという、魅力をしっかりと情報提供しながらプロモーションするということは間違いじゃないと思うんですけども、前から私が思っているのは、今いる人たち、しかも若い子たちを犬山から逃がさないという部分の政策について、どこまでどう考えているのか。子育てとか教育について、それなりに取り組んでいることは十分認めておりますけども、そうでない視点で話をずっとさせていただきます。

先日、大沢議員の一般質問のやり取りの中から、善師野の駅の問題をしっかりと取り上げていただきまして、今後も大沢議員がしっかりと取り組んでいただけるなという気持ちを持って、安心しておりますが、ここの中で思ったことは、四季の丘とか、住宅がいっぱいできて、数が増えるという段階で、善師野の駅についていろいろ取り組まれて、改善されたということの中で感じたことですが、その数の予測が実に曖昧であったのか、今の状態があるわけですので、それをまた言葉のあやかもしれませんけども、現在の時点の完成形というような言葉で言われております。

ですから、バス停の問題やら、いろんな件を含めて、自動車の送迎も含めて、子どもたちが通過するのに30分かかるわけです。その中で自転車置き場は増築していただきました。ほとんどの数が増えてきて、通学路の通る場所さえなくなるぐらい、マナーの悪いあふれた止め方でしたので、それだけは増設していただいたことは感謝しておりますけども、いろんな意味で、数の見通し、子どもたちの大きくなる成長の中での駅の利用の仕方等の動きの想定と対応が実にお粗末だったなということを逆に今思えば感じるわけですね。その辺の反省をまずしながら、施策展開の中で少子化、人口減少、定住という分で考えていく。

ですから、小学生が歩いて学校まで行く、その数が中学生になれば自転車になるわけです。それが高校生になれば電車に乗って高校へ行くと、さらに大人になれば通勤で駅を使うというようなことまで考えた上で、あの駅はどうあるべきなのか。

確かにトイレはありますので、最低限の機能はあります。駐輪場の増設だけで完成形という気持ちはないと思うんですけども、タウンミーティングなどでいろんな声は聞かれていると思うんですが、2つ目の残念なことは、要望がないから取り組まないというような雰囲気の中で言われております。どんな形で出せば、ちゃんとした要望なのかということ、請願なのか、要望書なのかというのが考えられますけども、いろんな場面でいろんな人がしゃべっていると思うんですけども、それを受け止めていないなというふうの第6次の総合計画で感じます。

ですから、要は、本当に第6次総合計画の中で、調和型コミュニティ形成拠点の広場という部分をどう捉えて今後行くのか、将来的なスパンの中で視野の中にあるのかなのか、相変わらず全市的な問題点の把握の中で考えていくというような曖昧な答弁で感じておりますが、ここで改めて市の長期的な展望、人口減少・定住対策という意味での答弁を求めます。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 吉田議員のご質問に答えをいたします。

善師野の駅については、平成29年の第5次総合計画改訂で、調和型コミュニティ形成拠点として位置づけられました。そして、吉田議員がおっしゃられたとおり、その後、自転車置き場などの増設をして、その機能を高めてきました。

しかし、第6次総合計画策定の中で、善師野駅の課題についてご意見を頂いているところであります。大沢議員にもお答えをいたしました。善師野駅周辺の整備については、現時点での完成形とはなっています。しかし、都市計画マスタープランの中で、準地区拠点として位置づけられており、将来的な整備はあり得ることです。ですから、これからの考えを持ち合わせているということで、受け止めていただければと思います。

それについては、第6次総合計画においても、引き続きおっしゃられましたとおり、調和型コミュニティ形成拠点として位置づけて、将来的な整備の可能性を否定しない記載となっております。

また、善師野駅に限ったことではありませんが、公共交通の重要性が高まっていることを踏まえた上で、土地利用の考え方では、「公共交通などの地域の足の確保を図るとともに、鉄道駅周辺においては、公共交通機関や自転車などと接続を改善し、利便性の向上を図ります」を付け加えています。

善師野駅前広場や周辺整備の今後については、善師野地域全体としての意向や、市全体の課題等を踏まえて考えていきます。そこから総合的に勘案して判断する必要があると考えています。

改めて申し上げます。駅と地域を結ぶ新しいまちづくりは、私にとって進めていきたい大切な施策の一つであります。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） 答弁ありがとうございます。原市長にとって、大切なことだというふうで、いろんな場面で言葉も含めて受け止めていますが、楽田の駅とか羽黒の駅とか、い

ろんな駅、それぞれまちづくり委員会等で今まで取り組んできた状況を見ますと、本当に時間のかかるものだし、お金もかかるものだし、いろんな意味で思いはある、やらねばならない必要性は感じるというのは、あちこちどこでもしょっちゅう聞くわけですけども、なかなか犬山口も含めてうまくいってない部分がいっぱいありますので、これまた強い要望というのを我々住民としてのパワーでいかに示すかも課題かと思っておりますが、幸いに善師野駅は民家がなくて、全部田んぼなんですね。その地主は複数いますけども、本当の地主が耕作しているのは1か所だけでして、残りは私を含めた高齢者ばかりで、やめたくてしょうがないという人ばかりの声ですので、いろんな意味で農地を変更して広場に考えていくというのは、そんなに難しいハードルではないかなと思いますので、先ほどのあのたくさんの子どもたちを犬山の住民として逃がさないという意味で、どんどん先のほうに延ばさないような原市長の考えで、具体的な夢ある気持ちの表現で、もうすぐかなという気持ちになるようないろんなところでの話をしてほしいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

それでは、4番目の②の最後の質問に入りたいと思います。

私は善師野に住み始めて47年たちまして、最後まで多分あそこにいると思いますので、いろんな意味で一般質問の中で地域のことも話題にしながら、先ほど強く言いましたが、ぜひとも駅も含めた広場で、奥のほうの子どもと一緒に善師野の発展を考えていきたいと思いますが、合わせまして、私は教員生活も33年間やりまして、議員生活16年で、教育と政治に取り組んできました。

教育は人づくり、政治のほうはまちづくりという意味で、共に将来のことを考えながら取り組んでいく仕事だと、立候補するときに先輩の方に教えていただきまして、それなりにやってきたつもりでございますが、犬山の教育という部分で、現場で教育改革のときに携わってまいりして、滝教育長も含めて、変えていくことは非常に大変だということは、現場の人が苦勞するわけですけども、世の中の流れが随分変化、本当に著しくて、最近、義務教育の6・3制の問題ですら、大きく動き始めまして、小中一貫校とか、中高の一貫校とか、いろんなものが公立でなされる時代になってまいりました。

大沢議員の城東小学校の一貫校の話のまた続きになりますけども、今までのやり取りを聞いていまして、校舎の耐力度調査の結果で考えていくという流れで聞いておりまして、実際その結果について、やるかやらんかの話もまだあるのかなという疑問を持っておりましたが、今回の一般質問の大沢議員のやり取りの中で、事務方としての教育委員会としては、本当にその結果を見て、どうするかという話で、運動場の位置どうする、校舎の位置どうするとか、使える校舎がどうのこうのという話題は聞こえてきておりまして、その中身の問題で、ここにタイトルにありますけども、義務教育学校というのが、世の中始まってきて、全国的にも増えてきておりますけども、これについての話題は一切言葉の中で出てきませんので、これについてどうなのかなという疑問の中で、この質問をしているわけですけども、現実的に城東地区は、ご存じのとおり、ごみ焼却場やら火葬場やら、いろいろと世の中で言われている迷惑施設もいっぱい受け入れてまいりまして、いろんな意味で皆さん奥ゆかしいので、大した要望はせずに来ております。

城東地区の田口洞のところには、総合運動場のような話も一時期、地元の人たちは夢を持って考えた時期もありますけども、羽黒に行ってしまった。そんな意味で、やっぱり城東地区の発展という意味で、新しい学校という滝教育長の言葉がありましたけども、いろんな意味ですばらしい、新しいものをつくって、あそこに今日、部活動の学校から社会教育へという言葉も出ていた意味で、いろんな意味の教育、義務教育、学校施設という部分について、教育委員会の考え方、滝教育長の考え方等は分かりましたけども、これまた真剣にやるぞという雰囲気原市長の言葉から聞きますと、大変夢を持って、私も一般市民生活ができると思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 吉田議員の質問に答えをいたします。

城東小学校と城東中学校を一体的に整備することで、小学校と中学校が共存をすることができます。このチャンスを生かして、これまで犬山が取り組んできた教育に厚みや豊かさにつなげていきたいと思っております。

そして、吉田議員がご提案いただいている義務教育学校については、いわゆる1年生から9年生までの課程が必要になります。となった場合、強みを上げると、教員配置や施設、整備の効率化、柔軟なカリキュラム編成、系統的、継続的な指導などができることです。

じゃあ、一方、弱みは何かと上げると、人間関係が固定化しやすい点や、小中両方の教員免許を持った職員の確保をしなければならないという点であります。また、市内14の小中学校で取り組んでいる犬山の特色ある教育との整合性や、犬山北小学校、今井小学校のように、城東小学校以外の小学校から城東中学校に進学する児童の対応など、犬山市ならではの、城東地区ならではの課題もあるのが現実でございます。

小中の連携という点を考えれば、義務教育学校のほかに、先日もお示ししたとおり、小中一貫校という選択肢もございます。改修の内容や教育活動を工夫することで、小学校、中学校それぞれの形を維持しながら、連携を図りながら、充実させる方法も考えられます。

現在はそれぞれの方法について強みと弱みを整理しています。地域が抱える課題にも目を向けています。その中で城東地区で目指す小中連携教育を実現するための最もよい方法は何か、検討しているところであります。

城東小中学校で目指す小中連携教育の在り方については、今後、教育委員会や総合教育会議でも議論を重ねてまいります。そこから市として目指す教育の実現に向けて、適切な政策判断をしたいと考えています。何より今井地区を含めた城東地区の子どもたちが行きたいと思ってくれる学校にしなければなりません。それとともに、教育で城東地区の価値を高め、人を引きつける、求心力のある城東地区につなげていきたいと考えております。

吉田議員もずっと善師野に住み続けるとおっしゃっていただきました。これからの善師野のため、城東地区のために、先導者となってご指導賜りますことを最後にお断りを申し上げます。

◎議長（三浦知里君） 吉田議員。

◎19番（吉田鋭夫君） 以上で一般質問を終わります。

◎議長（三浦知里君） 19番 吉田鋭夫議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時45分 休憩

再 開

午後1時55分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

議員各位に申し上げます。14番、水野正光議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

14番 水野正光議員。

◎14番（水野正光君） 14番、日本共産党犬山市議団の水野正光でございます。通告に従いまして3件の一般質問をさせていただきます。今回、80回目となりましたけども、最後の一般質問をさせていただきます。また、ご配慮をいただきましたので、初めてトリを務めさせていただきますことになりました。よろしくお願いいたします。

まず、1件目、新ごみ処理施設整備の財政シミュレーションについてであります。

尾張北部環境組合の江南市における新ごみ処理施設が、入札妨害等で3年遅れましたけども、令和10年、2028年の供用開始ということで、ほぼ決まりました。しかし、広域になればなるほど、住民の関心が薄れる、あるいは建設地でないところの市町は、どうしても議会の議論も、こういったところはどうしても少なくなるということもありまして、尾北環境の組合議員として、改めて議論の場を設けたいということで、今回取り上げさせていただきます。

資料をたくさん作りしましたが、資料1の①です。これは2016年にも同じものを使って質問したんですけども、流れとしては、これは一番分かりやすいかなと思っています。

左側に国、県の動きというのは、私が言いたいのは、昔から、江戸時代からごみの処理はやっぱり自分たちのごみは自分たちで処理するという自区内処理が原則だと。そして、ごみ減量の中で、やっぱりごみ問題を解決できるだろうというふうに思っています。

それがダイオキシンの問題を契機にして、広域化ということで、大型広域化の流れの中で、このごみ問題がなかなか困難を伴ってきたという状況です。住民の反対とか、あるいは談合とか、あるいは、できても事故が多いという、特にガス化熔融炉という課題が出まして、問題があったという流れが、国・県の動きということになりますけど、犬山市としては、この都市美化センターですけども、昭和53年に塔野地区、善師野区と協定結んで、昭和58年から稼働している。何と40年ということになります。

20年前にこのごみ焼却場の更新という課題が出て、塔野地田口洞に600トンのガス化熔融炉という話が起こりまして、これも大変、塔野地の住民としては反対運動がありましたけど

も、協定書の関係でこれはできないということで、次、善師野に移りましたけども、善師野も、善師野台の住民の皆さん等の反対があつて、白紙撤回された。

それはブロック単位でやっています、当時は小牧市、岩倉市も含めたブロックでしたけども、そこで小牧市、岩倉市が第1と第2のブロックで分かれるという形で、こちらが第1ブロックとして残って、今回の江南に至るということが、その一番右側の年表ということになります。こういう流れの中で、20年たったということでもあります。

要旨1の施設整備事業費・施工管理費・附帯設備費・地域振興費・施設運営費と総事業費はどれだけかという課題でありますけども、質問する前に、資料を説明したいと思います。

資料1の②が、今度の江南にできる図面であります。平面図です。県道浅井犬山線と木曾川の間ということですが、残念ながら土地の2筆がまだ買収されていない。墓地も解決していないという中で、一応、設備としてはできるということで、こういう形の設計ができております。

それから、膨大なごみ処理にはお金がかかるわけですが、どれだけかかるかということで、幾つかの資料を出しました。

資料1の③は、尾張北部環境組合議会で議決したものですけども、この総額幾らになるかということで、債務負担行為として議決されましたけども、ここの資料の下側には、令和3年から令和26年と書いてありますけども、実際は3年遅れまして、令和29年まで、429億円の総予算ということが、枠組みが決められました。

それから、資料1の④は、その中で建設と運営を一体として入札するということです。それから、途中でその入札の妨害とかありましたけども、施設整備、ここでは附帯設備と書きましたけども、県道の拡幅と、その取付道路、それから雨水排水は分離発注、地元へ分離発注ということで、それを除いた建設と運営の一体の入札として、三菱重工業環境・化学エンジニアリング株式会社というところで落札されました。331億5,000万円ということでもあります。

それから、資料1の⑤は、具体的な工事の請負として、建設工事に伴う請負工事として、213億円の請負契約が締結されて、これによって工事が進んでいくという状況であります。

それから、一方、1の⑥は、当然、地域振興策、あるいは地元協力金という課題が出てきますけども、それが資料1の⑥で、6地区に地域振興費、赤いマーカーの草井と南山名は、まだ最終的な合意ができてないということではありますが、9億3,000万円ほどの地域振興費とプラス地元協力金ということが、これは年数がないですけど、この施設が続く限り地元協力が支払われるということでもあります。

そこで、今回、お金のことははっきりしているという意味で、資料1の⑦が尾北環境組合に示された設備運営、それからシミュレーションですね。この中で、マーカーしてあるのが数値的なポイントの数値ということでもあります。

そこで、今の工事のそれぞれの事業費ですね、それから、総事業費について、金額をお示しください。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和10年度の供用開始に向け進めている新ごみ処理施設整備事業と運営事業の支払い予定額を、令和5年2月に、尾張北部環境組合が算出しております。新ごみ処理施設整備事業に関する費用としましては、令和5年度から令和9年度までで、施設工事費213億480万円、施工管理費2億6,514万4,000円、県道拡幅、雨水工事4億4,668万3,000円、地歴調査344万3,000円、地域振興事業9億3,000万円、合計で229億5,007万円を予定しています。

運営事業に関する費用といたしましては、供用開始の令和10年度から20年間で151億6,000万円を予定しております。

なお、新ごみ処理施設整備事業費用と運営事業費用の合計は、381億1,055万1,000円を予定しております。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） ありがとうございます。いずれにしても膨大な金額ですが、381億円ということですが、債務負担行為で決めた429億円より少ないですが、一定の入札がされたと。それから、最終的に炉が熔融炉ではなくてストーカ炉ということで、ストーカ炉のほうが全体として安いと言いますか、できるということだろうと思います。

1点、再質問したいと思いますが、これから要るお金はこれですけども、既に執行されたものがあるわけですが、土地の買収と環境アセスでしたけども、土地の取得は分かりやすいんで、土地の取得の費用、それから犬山市の負担金額をお尋ねいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

これまでに新ごみ処理施設建設事業用地として取得した用地取得費と補償費の合計は、3億4,693万5,693円です。そのうち犬山市の負担額は1億664万149円です。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） ありがとうございます。お金のかかるということは明らかということですが、要旨2の国の交付金、それから起債の各市町の負担金はどれだけかということですけども、当然、このごみ処理には国の交付金が出るわけですが、それから、当然、全額一遍に払えないというか、膨大な金額ですので、起債が発生するということですけど、かなりの部分の起債が出るということです。

そこで、資料1の⑦のところに、交付金のものがありますけども、交付金の基準とかいったもの、それから、起債の対象事業とか、条件等がありましたらお尋ねしたいと思います。

それから、資料1の⑧では、各市町の事業運営費や起債償還の総額と分担ということになりますが、その数字もお示しいただきたいと思います。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

議員ご質問の循環型社会形成推進交付金は、廃棄物の3Rを総合的に推進するために、明確な目標設定の下、広域的かつ総合的に廃棄物処理施設整備等を推進し、循環型社会の形成を図るもので、循環型社会形成推進地域計画に位置づけられた施設整備に対して交付されるものです。

新ごみ処理施設につきましては、廃棄物の再利用のため、資源化を行うことを目的としたマテリアル推進施設整備事業、廃棄物を焼却した際の余熱利用を行うエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業、廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、周辺環境調査など、施設の整備に関する計画支援事業の3事業が交付金の対象となります。

交付対象となる基準は、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業につきましては、ごみ処理の広域化、集約化について検討を行うこと、民間活用の検討を行うこと、廃棄物処理の有料化の導入を検討すること、エネルギー回収率を26%相当以上にすること、施設のエネルギー使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量の基準に適合することなどの基準が設けられています。

新ごみ処理施設整備に関する費用予定額の総額は、229億5,007万円です。その内訳としましては、交付金、約53億9,500万円、起債、約133億5,800万円、各市町の負担金合計額、約41億9,600万円を予定しております。

起債の予定事業といたしましては、施設の建設に係る工事費と施工管理費を予定しています。起債条件としましては、地方債区分の一般廃棄物処理事業で、補助対象分は95%、補助対象外は75%の充当率で算出しており、財政融資資金で起債した場合は、金利1.2%、元利均等償還、半年賦、据え置き3年の20年償還で算出しており、総額では先ほど答弁いたしました新ごみ処理施設整備に関する総額229億5,007万円から、交付金で賄える分、約53億9,500万円分を除き、そこに起債の借入れに対する利息分の約19億2,000万円を加えた約194億7,500万円となり、それを2市2町で負担することになります。負担割合は均等割と人口割で算出され、その割合と金額といたしましては、犬山市・約30%、59億4,466万6,000円、江南市・約40%、78億2,904万3,000円、大口町・約13%、24億6,530万8,000円、扶桑町・約17%、32億3,572万9,000円を予定しております。

その一方で、施設建設後、令和10年度から令和29年度まで20年間のランニングコストである運営費の負担金割合は、ごみ投入割で算出され、その割合と金額といたしましては、犬山市・約34%、51億4,501万2,000円、江南市・約40%、60億5,737万円、大口町・約12%、17億8,726万9,000円、扶桑町・約14%、21億7,082万9,000円を予定しております。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） 数字ばかりでちょっと分かりにくかったと思いますけども、出した資料にきちっと書いてありますので、お願いしたいと思います。

国の交付金が3分の1と聞いていたんですけど、何か意外に少ないなという印象を受けますが。

それから、建設と運営等も一緒にして入札を進めているDBO方式ということですから、非常に大ざっぱなやり方ということになります。詳しく精査するには、3市の負担金で言えば、建設は固定と人口割、それから運営に関しては、ごみの投入量で市町の割合が変わると

ということですので、これは運営は減量をたくさんした市町が安くなるということも言えるかと思えます。

それはさておきまして、要旨3の令和5年から29年というスパンになりますけども、各市町がこれによって負担していくわけですが、犬山市の財政シミュレーションはどうなるのかということですが、これは資料1の⑧に数字が列記してあります。これをお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和5年度から令和29年度の各市町の負担金の総額につきましては、346億3,522万7,000円を予定しております。そのうち犬山市の負担分としては、110億8,967万9,000円です。令和5年度から令和29年度までの負担金のシミュレーションとしては、令和5年度・約4,000万円、令和6年度・約1億4,000万円、令和7年度・約1億9,000万円、令和8年度・約3億4,000万円、令和9年度・約6億1,000万円の負担額を予定しており、供用開始される令和10年度から令和29年度までは、約3億2,000万円から5億3,000万円で、平均すると約4億9,000万円程度の負担額を予定しています。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） そういうシミュレーションということですが、長期ですけども、長期にわたって、相当億単位の支出が続くということでもあります。

要旨4に入りますけども、財政当局のほうにお聞きするんですが、要旨4の新ごみ処理施設整備の施設整備・管理運営・起債の償還を含む犬山市全体の財政シミュレーションをどういうふうにされているかということでもあります。

資料1の⑨は、昨年8月、全員協議会に出していただいた直近の財政シミュレーションということですが、恐らくこのごみ処理施設を造ることは分かっていたんで、当然入っておると思いますが、私が懸念するのは、起債の償還を20年にわたってやる、そういったことが想定したシミュレーションであるのか、あるいはもう一遍、20年とはいえ、直近までの、どこまで延びるかは別としては、そういった財政シミュレーションはどうなのかお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

鈴木経営部長。

〔経営部長 鈴木君登壇〕

◎経営部長（鈴木良元君） ご質問にお答えします。

昨年8月の全員協議会においてお示しをさせていただいております財政シミュレーションにおいて、新ごみ処理施設の整備につきましては、相応の金額を想定し、その影響を反映させていただいております。

今回、尾張北部環境組合より示されましたシミュレーションにつきましては、事業費が若干減少していますが、おおむね想定の範囲内の額であり、これのみをもって当市の財政シミュレーションが大きく変更になるものではありません。

とはいえ、新ごみ処理施設に限らず、歳出の面では新たに実施していく事業や、既存の事業でも実施時期、規模などが変更されることが想定されますし、歳入面では今回の補正予算でも計上させていただいた市税や地方譲与税、県税交付金などで、当時の財政シミュレーションと異なる状況になってきております。このため、財政シミュレーションにつきましては、毎年度実施計画の策定と合わせ、情報をアップデートし、更新をしております。新ごみ処理施設の影響につきましても、次年度作成する財政シミュレーションに反映をさせ、しかるべき時期にお示しをさせていただきたいと考えております。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） ありがとうございます。いろんな諸課題が今日も議論されましたけども、お金というか、財政シミュレーションした中で、いずれにしても、この場合はもう決まっているという状況の中で、これを減らすには、ごみをいかに減量するかということだというふうに私は思いますので、また、あとでごみ減量の提案もいたしますけども、進めていっていただきたいというふうに思います。

件名2の都市美化センターの維持管理と跡地の利活用についてであります。

資料2の①に、ちょっと見にくいですが、都市美化センターの全体配置図というふうなことです。この山といいますか、斜面のところに、その斜面を利用して都市美化センターの焼却場という焼却炉がありまして、この斜面から下りたところに、今、チップをやっているのと、わん丸リサイクルステーションということです。これは焼却場の前は火葬場、善師野へ移る前の火葬場がここにあったところです。

それはそういうことですが、ただ、もう既に40年になろうとしている。いろいろ大規模改修をやったり、いろんな改修をやってきています。何とか持ちこたえているという状況でしょうし、ここ2～3年、相当なお金がかかっているという。3年か4年前だと思いますけど、炉の中心部というか、いわゆるストーカ、格子ですね、固いれんがというか、そういうもので造ったもの、その取り換えがありまして、大沢議員と一緒に炉の中を見させてもらって、入ったことがありましたけども、そういう点に至る所、それから、破碎施設の電気設備も替えないかんということで替えて、最近相当なお金がかかっています。

令和9年まで持たさないといかんわけですが、そういう点で、維持管理がかかってきておるといことで、これも財政負担になっているということですが、それで、この問題は、当然、この令和9年までということですが、令和3年度に犬山市一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画ということで、令和6年までのどんだけ費用がかかるかと、比較的費用を抑えられるということで計画がされています。

ただ、これ3年延びたもんですから、その辺のところは大丈夫かなという思いがします。その辺のところの費用等はどのようなふうに試算されているのかお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

現在、修繕や工事は都市美化センターの稼働期間を令和9年度までとした補修計画を策定

しており、故意による緊急的な内容以外は、この計画に基づき予算化し、計画的に実施しています。

この補修計画は、新ごみ処理施設の供用開始の遅れに伴い、都市美化センターの稼働期間が3年程度延びることが見込まれた令和3年度から策定を開始し、令和9年度までの間、安定かつ安全に施設を稼働するために必要となる設備の更新や補修の洗い出しを行い、その内容を基に策定しているものです。

また、この計画は設備の状態に合わせ、無駄のない効率的な工事などを実施するため、毎年度更新しており、本市と施設の運転管理等委託業務の受注者である株式会社川崎技研、設備補修の必要性や実施の妥当性に関する助言などを行うことを目的とした施設更新技術支援委託業務を受注している公益財団法人東京都環境公社の3者が現地を確認し、協議した上で決定しております。

なお、昨年9月に策定した補修計画では、故障などの緊急対応に係る費用を除いた令和5年度から令和9年度までの5年間の設備の更新、整備、補修に係る費用は、約3億4,000万円を予定しています。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） ありがとうございます。まだお金がかかるようですが、何とかこの計画で令和9年度までに動かしていくということでしょうし、塔野地が今、連絡調整委員会という形で、役員さんと随時、この状況もお聞きしてやっているわけです。いずれにしても、もう少し持たないといかんという状況だというふうに思っています。

それから、要旨②は解体の問題、いずれこれが用を果たすことになれば、解体ということになるんですが、現焼却場の解体費用はどれぐらいを想定されるかということでもあります。

解体にも当然またお金がかかる話になりますけども、以前、この問題で県の人と話をしたときに、国の今の循環型の交付金が解体でも使えなくはないよと。それには解体した、壊した後で、またそういう循環型社会をつくるとか、いわゆるリサイクルとか、そのまま焼却場ということはないにしても、そういった関連する事業を、そこで展開すれば、その解体に3分の1の国の交付金が出ますよということを聞いたんですが、それちょっと年数がたっていますので、今、そのままそうかどうか分かりませんが、そういうことであれば、引き続きあそこの場をそういうリサイクルとかいうことになるとは思いますけども、そういったことで、まず、解体の費用と国のお金が出るかどうか、その辺のところをお聞きしたいとします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

新ごみ処理施設の建設に当たり、廃止となる焼却施設の解体事業は、国の循環型社会形成推進交付金の対象となり、交付率は事業費の3分の1となります。

新ごみ処理施設整備に伴って、解体が必要となる施設として、犬山市の都市美化センターと江南丹羽環境管理組合の環境美化センターの2施設がありますが、交付要件に解体と新規

整備する施設数は同数以下とされており、どちらか1施設しか解体費用が交付されないことになります。

しかしながら、もう1施設の解体事業については、施設の跡地にストックヤード等の廃棄物処理施設を整備する場合は交付対象となることから、江南丹羽環境管理組合と調整を図りながら検討を進めていく必要がありますが、新たな施設整備を伴わない解体についても、交付対象に加えるなどの要望について、令和5年5月開催予定の愛知県市長会に議題として提出される予定であり、本市としても交付要件の追加要望の意見を提出しているところです。

なお、都市美化センターのごみ焼却施設解体費用は、同様の施設解体費用を参考とした見積りにより、概算で約3億4,000万円を見込んでおりますが、施設の条件等により、費用が大きく変わる可能性があり、都市美化センター内にある粗大ごみ破碎処理施設や、管理事務所、粗大ごみなどの一時保管場所等の解体費用が含まれておりません。

また、解体費用の交付対象がごみ焼却施設に限られることから、焼却施設以外の解体費用は市が負担する必要があります。

以上のように施設の解体に当たっては、課題や具体的な検討を要する内容が多くあることから、財政的なシミュレーションについては施設や跡地の具体的な利活用を検討していく中で実施してまいります。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） ありがとうございます。ちょっとややこしいというか、難しい状況に変わってきておるなと思います。市長会を通してということですので、市長にご尽力いただきたいと思っておりますし、これで困っておるところは、全国どこでも広域化ということで進めておりますので、どこも同じ問題を抱えているだろうというふうに思います。

よく見学に行きますと、そのまま古いやつがずうっとそのまま残っているところもあるものですから、そういうことを思うと、やっぱりその解体にも国の交付金が出るべきだなと私はいうふうに思います。

要旨3の施設の跡地でバイオマス発電やチップと生ごみの堆肥化はできないかということでもあります。

先ほどの都市美化センターの図面でもありましたが、持ち込みを今計量で計って、それをもって、チップにするものは全部下へ持って、それから、シルバーでやっているのと大和エンタープライズですか、そこで大きい機械を持ってきて、チップにしているところがありますから、そこでやるということになると思いますけど、今、焼却場に持ち込むいろんな家庭のごみなんかも車で運び込まれていますけども、全体から行くと持ち込みの7割ぐらい今、シルバーやアメニティも含めてですけども、剪定樹木や草木の刈ったもの、それが持ち込まれているということですから、チップ化の事業は新しいところでやりませんので、引き続きやらなければいかんと思いますので、計量とか管理棟はそのまま必要になる可能性もありますけども、いずれにしても、ごみを減らす一つの大きな決め手と言いますか、それは一つ木をもっとチップ化できると言いますか、今、成分分析やりますと、25%ぐらい木や竹ということですけども、それになぜまだ残るかということ、一般家庭から出るのは可燃ごみと一緒に、50cmぐらいに切っただけということや、草を指定袋に入れて出されているのがかなりある

わけですね。だから、そういうことで25%ぐらいあるということ。それから生ごみが15%ということですから、この生ごみと木の両方なくすことが、4割ごみを減らすことができますね。そういうことをこの跡地でできないかということなのです。

バイオマス発電ということを書きましたけども、この前ちょっと再生可能エネルギー勉強会ということで、名古屋大学の先生に話を聞いたんですけども、バイオマス発電は木をそのまま燃やす木質バイオマスと、それから発酵させてメタンでやる、その両方あるんですけども、なかなかメタンなんか難しい、材質によって難しいということや、それから、木はやっぱり直接温水とかそういうのにするほうが効率がいい、発電でやるよりもということを書いてみえました。そういうことからすると、今、先ほど吉田議員がオーガニック農業とかいうことがありましたし、肥料の高騰とかいうことある。そういうことをすると、やっぱり生ごみと木のチップを堆肥化して、それを肥料にする、そういうことが有効じゃないかなというふうに思いました。

そこで、資料の2の②が豊田市の緑のリサイクルセンターというところのやっているところですね。それから、豊明市の沓掛堆肥センターということで、これはちょっと古いんですけど、以前からやっている。コストもかからなくていいし、そういった肥料にする許可とか、肥料の認定を受けるのに難しかったということですけど、今はそんなに難しくないので、そういったことができると思いますが、もし何か計画があればお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

先ほどの答弁でお答えしましたとおり、都市美化センターが稼働を終えた後の施設や跡地の具体的な利活用は、まだ決定しておりません。施設廃止後の跡地利用につきましては、塔野地区との都市美化センターに関する協定を踏まえた上で、新たな機能や用途はもちろんのこと、新ごみ処理施設稼働後も、市の業務として残るものについて、その機能を市内のどこで確保していくのかという検討が必要と考えています。

いずれにしても、都市美化センターは市の重要な財産でありますので、課題の整理を行いつつ、議員ご提案のバイオマス発電やチップと生ごみの堆肥化などを含む様々な可能性について全庁的な検討をしてまいります。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） まだ時間があると言えば時間がありますが、いろいろさっきの交付を受けるとか、新しい事業も堆肥化とかバイオマスでも、環境省の交付の対象の交付金があるわけですから、何がいかということもあるでしょうし、先の解体からいったら、早く解体の体制とか、ものをやらないといけないというふうに思いますので、早く方針と言いますか、やっていただきたいというふうに思います。

今、都市美化センターの地域振興策として塔野地の多目的広場がやっとこれからということですし、善師野の防災広場もそうですが、いう中で、地域振興ということが、この40年前

のやつが今というふうな状況でありますけども、これは非常に地域の振興というか、そういう住民のコンセンサスという点では大事なことです、この跡地もどうするかという部分が、住民にとって大きな関心になります。

市長にお尋ねしたいんですけども、私はごみが減量されて、しかも地域振興になってという、そういうちょっと夢のあるというか、そういう場所になるといいかなというふうに思っています。市長のごみ減量とか、そういった地域振興はどういうお考えなのかお聞きしたいと思います。お願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 水野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

都市美化センターが稼働を終えた後の利活用については、新たに廃棄物処理施設を整備するためには、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境への配慮も必要となってきます。バイオマス発電やチップと生ごみの堆肥化につきましては、バイオマス燃料の原料や堆肥化に必要な食品残渣や草などを分別収集して運搬する必要があるなど、現在の分別や収集とは異なる新たな取組が必要となります。市民皆さんや事業所のご理解、ご協力が必要となります。

水野議員のご提案を頂きました。そのご提案につきましては、第2次犬山市環境基本計画の基本目標でもある循環型社会の実現、低炭素社会の実現など、様々な取組につながる大変貴重なご提案でありました。

都市美化センター跡地の利活用については、様々な可能性を視野に入れていきたいと思っています。ごみ処理の広域化に伴う諸課題の解決や整合性を図りながら、民間ノウハウを取り入れることも考えながら、幅広く検討を進めてまいります。

水野議員にはこれからもご指導賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） 市長、ありがとうございます。おっしゃるように、民間との連携と申しますか、そういうことも含めて、やっぱりやっていく必要があると思いますが、いいなというふうに思っています。

私も議員を辞めて一市民として、この問題にはずっと関わってきたいというふうに思っていますので、何らかの形で一緒に進めていきたいというふうに思っていますので、お願いします。

件名3、広域ごみ処理施設整備基金と指定ごみ袋についてということであります。

まず、これは基金にしていますが、要旨1の基金の原資の内訳・金額と基金残高は幾らかということですけども、ごみ袋の有料化は、平成21年の途中ですか、導入した。田中市政のところで、この導入に当たっては、議会でも随分議論しました。4期以上の議員の方は一緒に議論したというふうに思います。いろいろ賛否が分かれて、大変な議論をした記憶があります。

資料の3の①がホームページにちゃんと載せてありましたので、それを資料にさせていた

だきました。質問を聞かなくてもこれを見りゃ分かるぞという話ですけども、まず、お伺いしますので、お願いします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

広域ごみ処理施設整備基金については、広域ごみ処理施設の整備等のため、平成20年度より積立てを開始しております。積立金の内容は、家庭系可燃ごみ処理手数料として頂いている指定ごみ袋の収益と、都市美化センターに直接搬入された一般廃棄物処理手数料の一部及び一般財源と積立金利子です。

また、積立金の内訳としましては、令和3年度の積立て実績の約9,000万円のうち、指定ごみ袋の収益より約3,500万円、一般廃棄物処理手数料より約3,800万円、一般財源と積立金利子約1,700万円となっております。

なお、基金の積立て金額は、令和4年度末で約12億3,000万円になる予定です。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） これも有料化の議論の中で積み立てるという方向が出されていて、12億円ちょっとですから、財政シミュレーションでいけば、逆にこの分はプラス、どの時点でこの基金を投入するかだと思いますけども、プラスの要因ということで、積立て、長引いた分だけたくさん積み立てれたかなというふうには思いますけども、いうことです。これは建設の資金に使える大事な基金だったというふうに思っています。

要旨②の稼働時点で、稼働が始まれば、袋代は原価と経費だけの価格にすべきではないかということでもあります。

先ほど議会の議論でもありまして、当時、有料化については、ごみが減らせるんだということで、その大義名分で導入しました。しかし、いろんな議論があって、すぐリバウンドするよとか、あるいは継続的に減量できるかどうかということ。あるいはごみ処理は基本的に一般財源でやるということですから、税金の二重取りにならないかという議論をやってきたわけですが、どんだけ減ったかのデータについては、資料3の②で、この間のどれだけ、導入する前からの比較で、直近では令和3年度で8.1%ですから、その平成20年度に比較して8.1%で、毎年これだけ減るんだったら、これはすごい効果だなと思うんですけども、平成20年度と比較して8.1ですから、物すごい減量にはなってない。

それから、逆に言うと、リバウンドするぞという話がありましたけど、そんなにリバウンドは結果、犬山としてはそんなにしなかったなあということがありますが、この減った要因は、私は別にあるということで、資料3の③をつけました。この間、減量というか、燃やすごみを減らす一番大きい要因はチップ化、剪定樹木や草をチップ化したということなんですね。そこのマーカーしてあるところに、剪定樹木チップ化、あとそれから草チップというのがありますが、平成21年からシルバー人材センターのチップ化、これはシルバー人材センターが回収するのと、たしかアメニティーの一部をこのシルバー人材センターのチップ化事業で、平成25年まではそれでやって、平成26年からは、もう一つ、草チップということで、さ

つき言った大和エンタープライズの大きいチップにする機械を入れて、搬入される草や木や樹木全部チップ化したということなんです。

これが導入する前にどんだけあったかはあれですけど、全部ではないですけども、確かに燃やしてましたから、その分がチップ化されて、少なくなってますから、私はこの部分のほうのごみ有料化によるごみが減ったというよりも、そちらのほうが大きいんじゃないかなというふうに思っています。

そういったことはある程度検証されたのかどうなのか。問題はこれから減らすというか、焼却場が基金の役割が終わった、その有料化した大義名分の基金が終わるものですから、その積立てにしていたものは、やっぱりなくすというか、袋に上乘せしないでやるべきではないかなあというふうに思っていますが、その辺、現段階でまだ考えてみえんかもしれませんが、現段階の見解をお伺いいたします。

◎議長（三浦知里君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

〔経済環境部長 中村君登壇〕

◎経済環境部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

家庭系可燃ごみの減量につきましては、平成21年12月に指定ごみ袋制度を導入して以来、制度としては13年度が経過しており、13年目となる令和3年度の減量結果としては、制度導入前の平成20年度と比較して1,029トン、率にして8.1%の減量となっており、ただいま水野議員からご紹介があったとおりです。

この結果は、市民の皆様のごみ減量意識の高まりと、ごみ分別の徹底、また、指定ごみ袋制度へのご理解、ご協力のおかげで、家庭系可燃ごみの量が、制度導入前に比べ減少していると考えております。

現在の指定ごみ袋の価格については、それぞれ1枚当たり大袋30円、中袋20円、小袋10円、減量型袋7円ですが、指定ごみ袋の原価と経費のみの値段を令和3年度実績で試算したところ、大袋11.3円、中袋8.1円、小袋5.4円、減量型袋3.4円となります。

新ごみ処理施設稼働後の指定ごみ袋の価格につきましては、新ごみ処理施設稼働に向けて収集方法や収集ルートなど、多くの課題整理が必要であり、ごみ処理の広域化、集約化の意義を考慮しながら、家庭系可燃ごみ処理手数料につきましても、総合的に判断していきたいと考えています。

◎議長（三浦知里君） 水野議員。

◎14番（水野正光君） ありがとうございます。まだ具体的ではないということですが、総合的な判断というよりも、具体的、現実的な判断が必要だというふうに思います。

これはだから、もう一遍、導入した時期の経緯、十分、ここでそのときのことを分かっている方、市長も含めて、市長が県会に行かれてからの話です。ということでお願いしたいと思います。

ただ、基金への積立てはなくなるけども、今度遠くなりますから、運搬収集の費用がどのぐらいなのか、またシミュレーションしていただかなきゃいかんですけども、そういうのも増えるというのも現実ということでもあります。

一応予定した質問は終わりますが、私、これで20年ということですが、最初に一般質問したのはごみの問題で、ごみ問題で始まって、ごみ問題で終わることになりました。あつという間の20年でしたけども、本当に皆さんのご指導、ご鞭撻でやってきました。本当に充実した20年だったと思います。皆さんに感謝したいと思います。

とりわけ議会では、ここにみえる議員、先輩議員も含めて、議会改革ということをやってきました、いろんなことをやりました。市民との意見交換、それから、こういうネットの配信、それからフリースピーチと、議会改革と一緒に進められて、本当に私もよかったと思います。誇りに思っています。

それから、市長はじめ、歴代の市長や幹部の皆さん、職員の皆さんと、こういう議論の中で本当の市民の願いに応えるという点で、いろいろやってきました。今日の議論でいけば、子どもの医療費の無料化とか、コミュニティバス、それから救急車の増車とか、救急隊員の増員とか、いろんな問題がこの議論の中を通じて市民の願いが実現してやってこられたというのは、本当に皆さんと一緒にやってこられたたまものだと思います。

本当にこの5期20年、大変お世話になりました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

◎議長（三浦知里君） 14番 水野正光議員の質問は終わりました。

議事の進行上、暫時休憩いたします。

午後2時53分 休憩

再 開

午後3時14分 開議

◎議長（三浦知里君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程追加 諸般の報告

◎議長（三浦知里君） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま当局から追加議案1件が提出されましたので、これを各位に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま提出されました第46号議案を直ちに本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

◎議長（三浦知里君） 異議なしと認め、さよう決しました。

日程追加 第46号議案

◎議長（三浦知里君） 第46号議案を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

江口副市長。

〔副市長 江口君登壇〕

◎副市長（江口俊也君） ただいま追加議案の提案につきましてお認めをいただき、ありがとうございます。

それでは、第46号議案、工事請負契約の締結について（犬山南小学校改築工事）をご説明いたします。

この案を提出しますのは、犬山南小学校改築工事の契約を締結するに当たり、犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

工事名は、犬山南小学校改築工事、請負契約金額は8億117万4,000円、受注者は青協・名稲特定建設工事共同企業体です。

契約の方法は、事後審査型一般競争入札によるもので、3者による入札を3月1日に執行いたしました。

なお、工期は令和6年1月31日までとするものでございます。

以上、議案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（三浦知里君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日7日は休会とし、明後日8日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

◎議長（三浦知里君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時16分 散会